

欠いている地区がどれくらいあるか、

あるいは、道路が不完全だというところがあるが、どのくらい残っているかという点も、あらためてお示しをいただきたいと思っております。

それから、もう一つは、今までの開拓行政が行なわれてきたから、現在まで国の財政投融資の面において総額どのくらいのものに投入されたか、その点も一つお伺いしたいと思っております。

○伊東政府委員 数点ございますが、順序不同になって恐縮でございますが、財政投融資の点でございますが、二十年から三十四年度までに一般会計から、いわゆる公共事業費、それから非公共事業費もございまして、そのうちを合算して六百八十億、七百億足らずのものが投資とございますが工事その他に使われております。それから、国の融資でございますが、これは二百三十五億ほどの融資が三十四年度までに総計においてなされているわけでございます。

それから、御指摘のありました営農の問題でございますが、これは実は御指摘の通りでございますが、政府におきましても営農指導員というものを実は県に七百三十名くらいでございますが置かれましたが、営農の指導をやっておりますが、途中は人数を減らすというふうなことが実はございました。現在は大体当初の人数まで戻して営農の指導をやっておりますが、これにつきましては、三十三年度からは実は先ほど申しましたような基本営農類型というふうな考え方を打ち出しまして、なるべく新しいものにつかましてはそいいう方針でやっておりますことと今やっ

ておりますが、御承知のように、過去

に入りまして人につかましても、さっきちょっと申し上げましたが、非常に畑作物中心でございますが、御承知の冷害のような場合にはほとんど全滅してしまふというふうなことがございまして、特に北の方でございますが、そういう経営ではまずいんじゃないかろうか、やはりこれは冷害等の場合にもかなり耐え得るような農業経営でなければいかぬんじゃないかというふうなことで、だいぶ酪農という方に大転換をしていくというふうなことを実はいたしました。一戸当たりにつきまして、

既存の農家よりも開拓地の農家の方が乳牛の頭数も多うございまして、乳牛一戸当たりにつきましては、開拓者の方が一戸当たりしますとよけい頭数を持っております。そういうふうには、寒い地帯におきましては、酪農にかなり大幅に切りかえていくという指導も実はいたした、振興計画等におきましても、追加投資の大きい部分がそういう方に向けられておるというふうな状態でございます。また、西の方にいきますと、将来の所得弾性値から考えました農作物の需要という面から考えまして、果樹等が相当伸びてくるだろうというふうな考え方がありまして、いわゆる基本営農類型地区というふうなものには果樹栽培を入れていくというふうな形で指導もいたしておるわけでございます。先生御指摘になりましたが、建設工事が中心であったが、今後は営農についてもっと力を入れるべきだというふうなお話は、私もよくもったと思っております。実は、開拓者の方の人々からも、営農の振興についても今まで

の協議会等がございまして、実は十分

でなかったもので、三十五年度からはもっと熱心にやりたいというふうな申し入れも実は受けているような次第でございます。これにつきましては今後とも努力したい、かように考えております。

それから、無灯地区の問題でございますが、今われわれのところでは、大体十四万戸のうちに四万五千戸くらいが無灯地区ということになっております。三十五年度の予算におきましては、昨年よりも約五割増しくらいの予算を計上したのでございまして、そのうちの五千戸くらいを解消するようなプランを立てております。

それから、水の問題につきましては、これも今後三十五年度以降残りますのは、これはおもに水路を掘ってやりますものと、深井戸のものと両方ございまして、残っておりますのは、深井戸地区等においては約五万戸くらいにまだ掘るものが残っている。今までのやりましては、七千戸くらい残っておりますが、まだ四割くらい残っております。道路等につきましては、実は、酪農が発達して参りますと、道路の問題は非常に問題として残りますので、この前先生からも御指摘がありました、この道路等につきましては四万戸くらいでありましたものを来年の予算では七千戸ふやす。大体道路関係の予算は五割くらい増しまして、何とか道路の方に力を注いでいきたいというふうな考え方をいたしております。

○西村(関)委員 ただいまの道路、無灯地区、それから水の問題につきま

ては、政府においても努力をしておら

れる点は認めるのでございまして、大体あと何年くらいで既存の開拓農地に對しましてこれらの問題が解決されるという見通しでございませうか。

○伊東政府委員 建設工事関係は、残っておりますのは、現在の予算量でいきますれば、国営でありますとか代行の大規模の水路でありますとか道路とかいうような基幹的になりますものは、大体残年量はあと五年くらいでございます。これはことしの予算をベースにして五年でございまして、私の方としてはもう少し何とかこれは早く片づけたというふうなつもりでございます。電気は、一応またそれと歩調を合わせたように、今の予算でいきますれば五年くらいは計画で解消した。水は、もう一年くらい早めるといふような計画は一応作っておりますが、今の予算でいきますと大体五年くらいはベースであります。これにつきましては、やはり環境整備というふうな意味でも少し予算をふやしまして早く解決したいというふうに考えております。

○西村(関)委員 政務次官も言われましたように、環境の改善につきましましては農家のためにぜひとも可及的すみやかに完成するよう努力をしていただきたいと希望いたします。

それから、今年の計画の中に過剰入植地の間引きが約六百戸、七千戸の予算が計上されておりますが、これは一体今までの既入植地におきまするいわゆる過剰入植地と考えられるものから何戸くらいやれば適正な規模になるというふうに考えておられますか、そういう計画を一つお示し願いたい。

○伊東政府委員 過剰入植の問題でござい

ますが、これは基本的には振興計画に自分のところは過剰入植であるので増地がほしいというふうなものにながったものとして考えていきたいというふうに思っております。振興計画の不振原因の要因別の調査でございますが、これは実は三十四年度の三月に締め切りをしたので、まだ原因別にははっきり出ておりません。今集計中でございますが、過剰入植とい

ましても、これは経営規模が幾らぐらいいいかというところは、なかなか、経営規模論としては、フィックスして考えるか、あるいは面積だけでなくて集約的にこれを使っていくというふうなことになるかと、面積だけでありますからこれは適正経営規模ということが判断できませんので、いろいろ総合的な問題になればむずかしい問題でございますが、たとえば、北海道でありますれば、道東なり道北は五町歩以上持たなければいかぬ、あるいはそれ以外では三町歩まで、あるいは東北でありますれば、一町五反、この地区は一町というふうな仮定を置いてやっております。大体一万戸、九千くらい

のものがそれに該当するかもしれぬというふうな一応の数字が出ます。しかし、私どもは、ただそれだけではなくて、やはり、振興計画をもう少し検討いたしまして、その上で振興計画の最終的な検討を待ちまして何戸ということはきめていきたいと思っております。これは、予算をやりましたときに頭に置きました一応の積算をやっております、そういうような数字が一応出ております。それで、三十五年度でござい

ますが、これは六百戸という数は

非常に少ない数でございます。私どもとしましては、三十五年度は、テスト・ケースとして、実際やればどういうケースが出てくるかということでやってみまして、計画的には何年計画で片づけるかということ、それを見ました上で、また振興計画の集計ができました上で、三十六年度からの計画ではつきりやっていたいというふうに考えております。

○西村(関)委員 この問題につきましては、私がさきに指摘いたしましたように、戦後すでに十数年たつておる今日、この開拓政策が十分な反省と検討の上に立つて新しい前進をしなければならぬ、そういう段階でありますのに、まだ振興計画を検討した上でなければ的確な数字をあげることはできないというようなことでは、基本的な開拓政策というものがまだ樹立されておらない証拠だというふうに私は考えざるを得ないのであります。もちろん、その面積だけでもって適正規模というものをはきめることができないということも言えますけれども、先ほど指摘いたしましたように、各地区ごとに類型別の振興計画というものが立てられるならば、そして、どういふ最終の目標に向かって指導をしていかなければならぬかという国の基本的な方針がきまるならば、これに従ってただいまの過剰入植の問題もおのずから基本的な数字が出てくるはずだと思つてございします。ただ振興計画が出た上で、これを検討した上で国の計画を立てるというのでは、全くこれは国としての計画が極端に言うならばめくらめつぽうだというふうにも考えられるのであ

りまして、もう少し大局的な基本的な計画を立てて前進してもらわなければならぬと思つておりますが、一応この一万戸という目安を置くということも、どこに基準を置いておられるのか、そういう点も一つ明確にしたいだきたいと思つております。

○伊東政府委員 今申し上げましたように、九千という数字が出たといふのは、北海道でありますれば五町くらいは持つたらいであらうというふうな一応の積算をして出した数字でございます。ただ、これは、先生の御指摘になりましたように、農林省は基本営農類型というものを提出しており、それがたとえ所得でいいますれば三十五万くらいの農業所得があればいいというふうな目標を立てており、そしてその面積を一応つけております。これに合うように、あるいは間引きといふことが再配分といふことになり、そういうことをするということになります。と、これはそれだけでもえらい仕事であり、今までの開拓を全部——全部といふては語弊がありますが、相当部分をやりかえるというふうなことも実はあるのでございします。それで、きのうも御指摘がありましたように、開拓が実はいろいろ議論もございまして、そういうものに合わせた基本的な改正をすべきじゃないかというお話もございしましたが、これにつきましては、今の振興計画というものと、基本営農類型として新規なものとして考えましたもの、あるいは御承知のような北海道の根拠地区あるいは青森県の上北のような問題もございしますので、こ

ういふ基本的な問題につきましては、はなはだ遺憾ではございしますが私どもといたしましては三十五年度に行政として予算を計上して根本的な問題としてやっていくことまでにはできかねるのであります、これにつきましては、やはり審議会でもう少し議論してもらひまして、そして三十六年度以降の問題として考えたいというふうな措置をとつた次第でございします。

○西村(関)委員 このたびの開拓関係法律改正についての政府の方針を聞きまして、私の感じますことは、ただわずかに開墾・建設工事の残工事を促進せしめるということ、既往の災害資金の返済を長期化するために役立たせるところの法律改正、それに今も局長のお話にございました開拓振興審議会を設置する、このくらいのものでしかないと思つてございします。もちろんこれらのことはいづれも大事なことでありまして、私はこれらの法律改正に対して反対するものでもありません、これはそれぞれ大事な法律の改正であり、やらなければならぬことではありますけれども、これだけでは、私は、今までの政策のひずみをただ弥縫していくというふうな、小手先の行政と言つてははなはだ言い過ぎかも知れませんが、そういうことに終わつてしまふのではないかとこのことを感ずるのであります。さきにも申し述べましたように、総合的な基本的な科学的な長期開拓政策というものの樹立についての政府の意見というものが、今回提案しておられますそれぞれの法律の改正の中に見られないばかりでなく、政府当局の今までの答弁、今まで表明せられた

所信の中においてもこれを見ることができないのは、私ははなはだ遺憾に思ふのであります。もちろん、この開拓振興審議会を設置するということが、これは関係団体の要望でもあり、われわれもこういふものが一日も早く設けられるということが望ましいといふことを考えて参つたのでございします。この審議会ができたから一つ審議会でも何かを検討してもらふのだというところで、この審議会を随分のものと、政府の政策の貧困とその責任をそちらに転嫁するといふようなことがあつてはならないと思つてあります。審議会は審議会として、あくまでもこれは諮問機関であつて、政府が責任を持つて重点的にこの開拓政策を推進していくという気がまえがなければ、この審議会を作つた意義がないと思つてあります。こういう点につきましては、私は小枝政務次官の所信をあらためて承りたいと思つてあります。

○小枝政府委員 いろいろ西村委員から御指摘のありましたように、今日の開拓に対する施策は根本的にすみやかに樹立しなければならぬ段階に参つておると思つてあります。先ほどからお述べになりました開拓政策のごときも、農林省当局といたしましては、せつかく入植をして今日まで努力をせられた入植者に対しては、間引きせずにとどこまでもこれを育てていきたいといふのは、みな考えておるところであつたのであります。今日のいろいろな情勢を考えまして、これは、残る人のためにも、あるいは他に転業をせられるような人に対しても、双方のためになるまいという結論に達しまして、これは一つ抜本的な方向で進め

る必要があろうというふうなことを考へておるようなわけでございします。ここに今回の法律案を御審議をお願いいたしまして、審議会を設置することにしたいたしましたのも、ただ無計画でこの審議会に依存いたしまして、すべてをこれにまかせてしまふという考え方はございしませんので、当委員会におきましても従来しばしば御議論になりましたように、今日のわが国の開拓行政というものは、抜本的にこれを検討いたしまして、すみやかにその万全の処置を講ずることが最も必要な時期に迫られておるのでございまして、農林省当局といたしましては、先ほどから局長からもお答えをいたして参つて、その計画を中心といたしまして、審議会を設置し、その審議会にお諮りをいたしまして、なお足らざるところは、この審議会においていろいろと衆知を集めまして、将来この抜本的な対策を講ずる基礎にいたしたい、かように考えておるところでございします。

○西村(関)委員 政府は、開拓地に対して、窮極の目標としてどういふ営農形態、開拓地の地域コミュニティと申しますか、新しい農村計画と申しますか、そういったものを目標として持つておられるか。三十三年でございしましたが、新農村計画というものが開拓地において立てられたと思うのでこ

ざいますが、その内容についてまだ十分に何っておりませんが、今日もなおそういう計画のもとに開拓地の指導育成をはかるというお考えであるのか、どういふ内容を持っておられるのか、あるいはまた、従来の農家経営、従来の農村地域社会と変わらないようなものをまた別に開拓地に作るというふうなことを目ざしておられるのか。あるいはまた、そこに別個な、今までの日本農業の問題点としていろいろあげられて参りました点を根本的に改めて新しい農業形態、新しい農村形態というものを打ち立て、そこに一つの大きな希望を持たしめて、将来その方向に向かってあらゆる施策を集中していくのだというふうなお考えがあるのかないのか、その点だけお伺いしたいと思ひます。

○伊東政府委員 開拓地の将来の営農の問題でございますが、われわれが開拓をやる上に考えておりますことは、一つは、国土の高度利用という問題からいたしまして土地資源を活用していくということであり、それから、もう一つは、既存の農家をどうしていくかという場合に、現在の既存の農家におきましては、やはり先生が先ほどおっしゃいましたような経営規模の問題がございます。これは基本問題調査会におきましても大抵中間的な意見として出ておりますが、家族労働三人くらいで経営していく、そして農業だけでやっていくというのが中心になつて考えられるのじゃないかというふうな一つの考え方をしております。私どもとしましては、そういう既存の農家をどうしていくかということにつながらずして、そうして、将来の問題として

では国土の高度利用と既存農家対策として開拓というのを考えてやつたらどうか。その場合、既存農家対策といふのは、これは既存農家の固引きというふうな考えになります。それから、既存の農家の経営規模も大きくしていくと同時に、開拓地へ入る者につきましては、やはり、大抵農業所得で生活ができる、また拡大再生産していくことができるというものを、実は頭に置いて営農というものを考えていくべきじゃないかというふうにわれわれは思つております。

それで、三十三年に基本営農類型といふものを出したわけでありまして、これは実は七類型を出しております。北海道で三類型、内地に四類型というふうな類型を作りまして、そうして、これでは御承知のようにやはり農業所得だけで生活を維持していく、農業としてやっていくというふうな類型を考えたわけでございます。それで、大抵北海道、東北等では酪農というものを大きく取り上げていく。今までは畑作というものを中心にやつておりましたけれども、酪農というものがだいたい中心に入っております。それから、先ほど申し上げましたように、西の方になりますれば、果樹でありますとか、そういうものの中に入れておいて経営をやつていくというところで、農業所得といつて三十五万くらい上げれば大抵行けるのじゃないかというふうな一応の目標を作りまして、新しく入る人につかましてはそれをそのままだしやうに当てはめるわけには参りませんが、なるべくそういう考えを中心としてやつていけたらどうかというところで、今

まで入りました人につきましては携行資金等もあり要つておりませんでしたが、これはある程度の金は持つてきてよい、たとえば二十万円初めに持つて入つてほしい、あるいは国の基本の営農資金につきましても、従来は約十八万円くらいであったのであります。が、類型地区につきましては四十五万円くらいは基本営農資金を考へるというふうなことにいたしまして、従来よりも国の資金もよけい考へる。また、営農の内容も、今申し上げましたようなことを内容としたしまして、新しく入る人につきましてはそういう考えでやつていきたいというふうに思つております。

問題は、過去に入つた人の問題でございますが、すでに土地の配分もし、その地帯々々である程度先ほど申しました酪農等に大きく移り変わつて参りましたが、これを今言ひましたよりなところはどういうふうにして將來考へていくのかということにつきましても、これは、先生が御指摘になりました間引きといふことが、再配分の問題等もありまして、そういうふうな踏み切りますのには、これは相当大事業になります。そういうことがございすので、先ほど申しましたように、過去に入りました分につきましては振興計画を中心に今やつておりますが、將來の問題等につきましても、この審議会で論議していただくというふうな考へておるわけでありまして、

○西村(関)委員 七つの営農類型を立てて、新規入植の人たちに対してはなるべく実情に即した適用を考へていくようにしたいということでございますが、すでに入植しておるところの農家に對しましては、この営農類型の基準

を目安といたしまして開拓者の作成するところの営農改善計画というものを基準として、そこに営農の改善をはかつていくというふうなお考えはお持ちでございますか。

○伊東政府委員 先ほど申し上げましたが、新しい地区の問題でございますが、今までに入つた人は、今御指摘になりましたように、営農改善計画というものを作りまして、それが組合単位の振興計画ということになつて出てきておるわけでございます。それで、この改善計画は知事の承認を受けておるわけでございますが、その改善計画をこれからやつていきます心がまえといひましては、やはり、その地帯で新しい基本営農類型で考へているようなこととどうしても逆行するといふようなことがありますれば、これはやはり指導をいたしまして、そういう地帯では、なるべく前のことにとらわれぬで、そのできる範囲で新しい考への営農の方に持つていくというところは、私は当然すべきだと思ひます。それで、改善計画に出ておりますものは、先ほど申し上げましたように、酪農その他に切りかわつていくという、大抵新しい方向にマツチしたものが非常に多く出てきておまして、それに基づきまして追加投資をやつておるわけでございます。

○西村(関)委員 この開拓営農振興組合といふものが、ただ単に都道府県知事の認定、承認にとどまらずして、農林大臣が指定するところのものにする、そういうふうなお考えはございせんか。

○伊東政府委員 これは法律そのものの問題になつて参ります。今、知事だけ

が認定するのではなくて、さらにこれを国が認定といひますか認可といひますか指定といひますか、そういうふうにする考へはないかという御質問でございますが、これは、私どもの方としましては、今はそこまでの法律改正は考へておりません。ただし、知事の承認しました振興計画に極力沿ひまして実は予算要求その他をいたしておるわけでございます。これはほとんど財政的なことが実は中心になつておりますので、政府が一個々々のものについて承認してといひますと、これは財政の制約も受けるわけでございますが、農林省といひましては、知事の承認しました振興計画を中心にして予算の要求等をいたしておるということ、実質上それに近い形で運営をいたしておるわけでございます。

○西村(関)委員 農林省におきましては、都道府県知事におきましてその管内の開拓地の振興計画の事業成績を徹しましてこれに基づいた翌年度の事業計画を立てさせて、これを国に提出させる、そういうものに基づいて国が指導育成をはかるというふうな、そういう方針を立てるというお考えはございせんか。

○伊東政府委員 実は、営農の実績調査といふものを個々の農家についてやつておりますが、これは、もちろん、將來といひますか、いろいろな施策をする場合の大きな参考にしていくことは当然でございますが、すぐ次年度の予算要求にそれが間に合いますという場合には、実はだいたい時間がかかるので、現状では相なつておりません。それから、もう一つ、県別に、知

事が認可いたしましたものの実績をとって、それを参考にしてという御意見でございますが、実は、これも、今までのところは、はなはだ申しわけないのでございますが、各県から実績をとるというようなことは、実は毎年毎年はいたしておりません。私もその方として、営農の実績の調査を農家個々にやっております。そういうものを参考にしておりました。ところが、計画をしまして実績について若干うといじやないかという批判は実は受けております。これにつきましては、どういふふうにしまして実績というものをとりましか、その辺のところはもう少し検討したいと思っております。

○西村(関)委員 この振興計画の実績検討につきましては、県ですとめてこれを函に提出して国で検討するというようなことはやらないという事でございしますが、しかし、国として、農林省としては振興計画の実績検討というものをやっておられると思うのであります。これに対する資料がありますれば一つこの委員会に提出をお願いいたします。

○伊東政府委員 実績といひましても、実は、計画と毎年の予算とを比較しましてどのくらい進んでおるかということをやっているのでございますが、若干の、あれは百戸ぐらいについて調べましたものがございしますので、これは資料としましてなるべく早い機会に出したいと思っております。

○西村(関)委員 政府が提出せられておりますところの法律の改正についてでございますが、まず、開拓者資金融通法の一部を改正する法律案の振興対策資金の貸付条件の変更の件でございますが、

ありますが、原案では北海道の振興組合にのみ限定しておりますが、内地の振興組合も同様の取り扱いをすべきではないかと思つて、これは、やはり、そういうふうな理屈が合わないというふうな御意見を伺ひました。昨日も角屋委員の質問に対して局長は御答弁になっておられました。私もあらためてこの点についてお伺ひをいたしたいと思つております。

○伊東政府委員 御指摘の通りに、三年据え置きを含みまして償還期間十二年というのを、五年・十五年の二十年というふうに直しましたのは北海道だけでございます。これは実はきのうも一言御答弁いたしました。寒冷地の畑作営農改善の資金の貸付条件がそういうふうになつておりますので、それと均衡をとるといふ意味でそういうふうな条件を有利にしたのでございます。先生の御指摘の点もございしますが、これにつきましては、実は今度の改正には実現はできなかったものでございますが、将来の問題として検討したいというふうな考へております。

○西村(関)委員 次に、開拓者資金融通法による政府の貸付金の償還条件の緩和等に関する特別措置法案についてでございますが、まず第一点は、契約変更時の未納利子及び延滞金の件ですが、原案におきましては、これを元加いたしました。新契約の元金となるようになつておりますが、この延滞金というものは免除してしまふべきものではないかと思つております。その点につきましましてはどうでございますか。

○伊東政府委員 延滞金、未取利子等の問題でございますが、これも議論になりまして点でございます。結論的には、今度やりまします条件緩和というものは今までに比較しますと相当の緩和措置でございます。本来は一時的に払うものをまた十五年なり二十年にこれを割りまして払うということでもやりますので、これについては一つ払つてもらうというふうな結論的になつたわけでございます。また、もう一つは、やはり、今までの過去の例から申しまして、返した人と返さぬ人につきました。実はいろいろ事情もございまして、それが、その間の均衡等の問題も種々ございまして、それはやはり元本から加へまして十五年なり二十年に割つて払つてもらうというふうにしたわけでございます。

○西村(関)委員 昨日、角屋委員の質問に對しまして、局長は、延滞金が約八億、未納利子につきましましては約九千万というふうにお答えになつたと思つたのでございますが、これの算出の基礎というものは一体どういふところに置いておられますか。算定の基礎数字をお示しいただきたい。元金を幾らと計算しておられますか。

○伊東政府委員 調定済みになりましたもので今まで未収になつておりますのが二十三億でございます。そのうちで利息は八億ぐらいというふうなきのうの申し上げたわけでございます。残りの十五億というものが元金でなからうかというふうな考へております。

○西村(関)委員 もう一度言つて下さいます。伊東政府委員 実は調定をいたしまして残つておりますのが二十三億でございます。二十三億の中で、利息は八億、元金はおそらく十五億というふうに見ております。

○西村(関)委員 第二点であります。据置期間中の利子の免除についてでございます。償還条件を緩和しなければならぬような不振開拓農家というものは、見方によりましては新規入植者よりも経済的にひどい状態にあり、新規入植者並みに無利子にしてもいいんじゃないか、むしろそうしなければ立ち上ることができないじゃないかというふうな考へられるのでございしますが、据置期間中の利子を免除するといふよりな考へを將來においてお持ちになつておられますか、その点をお伺ひいたします。

○伊東政府委員 きのもお答えいたしましたように、相当有利な条件緩和でございますので、据置中の利子につきましましては支払つてもらうということが前提になりまして一般会計から特別会計への繰り入れも実はできています。やうなことでございしますので、この問題はやはり利子を支払つてもらうといふことで予算もそういうふうな組みまして一般会計からの繰り入れをしていくわけでございます。

〔田口委員長代理退席、委員長着席〕
○西村(関)委員 將來もですか。
○伊東政府委員 三十六年度以降の問題につきましては、ちよつと今ここで何ともお答えいたしかねるのでございします。

○西村(関)委員 次に、開拓者振興臨時措置法の一部を改正する法律案について質問をいたします。

まず第一は、五条の二の被災開拓者に対するところの災害資金の貸付につ

きましては、天災融資法のように経営資金の性格を明示すべきではないかと思ひますが、その点についてはいかがでございますか。

○伊東政府委員 今度やりました災害資金につきましては、実は天災融資法は経営資金でございます。それで、私どもの考へ方としましては、経営資金は天災融資法で参りますので、天災融資法で考へられませんか施設資金につきまして、これを中心にして考へたらどうかという事で、天災融資法の補完といひますが、そういう意味で施設資金を中心に考へていくわけでございます。ただ、例外がございまして、きのう政令の案をお配りいたしました、まだ最終的ではございせんが、施設と作物両方とやらましまして、その開拓者の年間の粗収入の百分の百をこえるというふうな場合、また、施設はやられましても農作物だけの災害があつたという場合には、やはり先生の申したとおり施設資金も例外的に出していこうというふうな考へておりますが、中心は施設資金が中心でございます。しかし、場合によりましては経営資金も天災融資法とはダブリますけれども出していくというふうな考へ方でございます。

○西村(関)委員 第二点でございますが、災害資金の貸付の対象者は振興農家に限定されておりますが、償還条件の緩和に關するところの法律におきましては、いわゆる谷間農家、災害によるところの転落農家、実質振興対象農家等を含めた対策となつておりますのに、なぜここでは振興農家にだけ限定されておられるのか、この点始終一貫して

きましては、天災融資法のように経営資金の性格を明示すべきではないかと思ひますが、その点についてはいかがでございますか。

ないというふうに考えられますが、いかがでございますか。

○伊東政府委員 開拓農業振興臨時措置法は、これはまさに要振興農家だけに限定してものを考えていくという法律でございます。それで、その改正をいたしました関係上、災害を受けまして振興計画が達成できぬ農家というふうに限定いたしておりますが、実は、大蔵省との話し合いにおきましては、三十四年度で伊勢湾の大災害がございましたときには振興農家以外にも実は貸してございまして、それで、非常な災害の場合には振興農家以外にも予算的措置として貸していいということで実は話し合いをつけております。

○西村(関)委員 災害資金から改善資金に乗りかえさせて五年間だけ利子補給をするというものであります。五年間というものは、もう来年以降は利子補給がつかないということになると思っております。その点、来年以降につきましては利子補給の問題をどのように考えておられますか。

○庄野説明員 今までの過去の天災法によりまして借りました天災経営資金につきまして、ことし一ぱいにこれを改善資金に借りかえる措置を講ずるようにならしてあります。借りかえたものから逐次利子補給をやっておるわけでございます。その借りかえをしたしました分には利子補給を続けることにいたしております。大体年間一億四千万程度の利子補給を来年以降においても続けるように相なると思っています。手続は、ことし一ぱいに切りかえるようにいたしたいということで、促進いたしております。

○西村(関)委員 それは全体のどのくらいを見込んでおられるのですか。

○庄野説明員 大体改善資金の元金といたしましては四十一億程度が改善資金に切りかわるものと考えております。

○西村(関)委員 まだいろいろ伺いたいのですが、先を急ぎますから次に移りたいと思います。

第三点は、書類提出期限の延長の問題でございますが、谷間農家、転落農家、書類未提出農家等、実質的に振興農家として取り上げなければならぬところの不振興農家をそのままだにいたしておきましては、あとからあとから、そのつどそのつど必要に迫られるのであります。こういう農家を追加して振興対策を立てるということが必要でないかと思うのであります。現行法の三十四年三月三十一日をもう一年延長をして、これらの農家をもひくるめるといふような親切、そういうものをお持ちになることはできないかどうか、書類提出期限の延長につきまして政府の見解を伺いたいと思っております。

○伊東政府委員 振興計画の提出期限の問題でございますが、われわれ、今度の法律では、今御指摘がありました災害の場合、あるいは償還条件緩和の場合に、災害でそういう救われなければならぬというものをしたものでございます。一般的に三十一一年以降入った人の問題につきましては、これは今の法律自体がもう三十四年三月三十一日に出した人だけというふうに限定して考えております。また、きのうも申し上げましたが、それまでに出した人々の計画の実績というものが、白作農資金では大体三十五年度までに満度にくくと思っております。そのほかの資金等、あるいは建設工事等におきましては、約五割ぐらいいか進んでおりません。そういう状態でございます。またこの振興計画を出した人につきましてもこの計画を達成するという考え方をとりまして、今先生のおっしゃいましたような人々の問題をどうするかというところは、臨時措置を——その点だけでなくて、先般から御指摘のありました基本営農類型、そういう問題と関連しまして、全部基本的な問題じゃないかということで、これは審議会その他でもう一度議論してもらいたいというふうなことで、改正しなかつたわけでございます。

○西村(関)委員 次に、先ほどいささか触れたのでございますが、既入植者の到達目標でございますが、農地行政白書によりますと、所得三十五万農家というものを、一応五カ年を完成時の目標として立てておられるようでございます。所得三十五万ということになりまして、粗収入七十万農家というものに一応限定されるのではないかと、振興対象農家以外につきましても、農林省で言っておられますところのいわゆる卒業生、これは不完全卒業生と言わなければならぬと思うのでございます。そういう人たちに對しましてはどのような政策のもとに到達目標に達せしめようとしておられるのであるか、その考えを承りたいと思っております。

○伊東政府委員 振興農家以外の人卒業生ということをよく言うのでござ

います。その中には、実は振興計画を立てるまでに達しないような人も入っております。両方ございまして、それで、先生がおっしゃいました所得三十五万ということは、今の振興計画を立てている人から見ても、だいぶ高くなっております。それから、振興計画を立てぬ人の大部分から見ても、これは高いものだと思います。それで、三十五万という問題でございますが、振興計画を立てている人につきましても、振興計画が終わつたらそれじゃみんな三十五万になるかということになります。これは非常に問題があると思つて、振興計画は、たとえば一町歩なら粗収入二十三万というふうな、一町の面積から出した基準と、あるいは償還が収入の半額に該当するといふような人を基準にとりまして、この人々が黒字になつて拡大再生産できる状態にまで持つていくのだというふうな考え方をしております。三十五万とはまだびつしやりとくつておらぬような状態でございます。それで、三十五万まで持つていくということにつきましては、私は、振興計画を立てた人あるいは立てない人通じまして非常に問題があると思つて、それから、先ほどから申し上げております基本営農類型から、過去に入つた全部の人、まあ若干所得の高い人は別にしまして、これをどうするかということが問題になろうと思つて、それで、三十五万という問題につきましては、先ほど先生が御指摘になりましたような間引きといふか、再配分の問題も考えなければならぬと思つて、今まで入りま

もつとさらに追加投資を必要とするかもしれないし、全般的にその水準に引き上げていくということにつきましては、やはり相当大転換といふかをするような施策をやらなければいかぬじゃないかというふうに実は考えております。

○伊東政府委員 金融の一元化の問題でございますが、御承知のように、中金、まあ系統金融、それから公庫資金、政府資金というふうに出ておりま

た。政府資金、公庫資金、中金資金等、それぞれ違った資金を利用いたしておりますために、あるいは査定等を受けて必要な資金が借り入れできないというところが不振の原因にもなつておると思つてございまして、これらの点を勘案いたしまして、金融制度を一元化する、政府資金に準拠した制度を立てて資金供給に万全を期するということが開拓政策の一つの大事な柱ではないかと思つてございまして、その点、政府の考えはいかがでございますか。また、従来政府資金で供給された額が全体の何%、民間資金で供給された額が全体の何%、それをお伺いたしたいと思つております。

○伊東政府委員 金融の一元化の問題でございますが、御承知のように、中金、まあ系統金融、それから公庫資金、政府資金というふうに出ておりま

す。それで、特に経営資金等短期のものにつぎましてはほとんど系統金融から出ておるわけでございます。もう一つ、公庫資金の中では、共同施設に出ます金と、自作農資金という性質の若干違つたものもございますが、この二つが出ておる。政府からは大抵施設資金が出ておる。かように、おのおのそれぞれの特殊な性格を持った金融をいたしております。実は、今度災害資金の中で経営資金を政府から出すという事につぎまして大蔵省当局といたしやうり合ひましたときに、そういう資金を政府がめんどろを見ることは金融の体系をこわすのじやないかということだいで議論が出ましたが、災害の場合だけという事で、災害の場合には特別会計から経営資金を若干出すという事で、実は、新しく一つの制度と言つては何でございますが、新しい分野を開いたわけでございますが、大体、そのほかの考え方をしましては、ごく短期資金の経営資金その他まで全部国が出す、特別会計でやるということにはまだ考えておりませんで、やはり現在の三つの体系でよいのではなからうかというふうに今は考えております。

それから、どういふ資金を借りているかというお話でございますが、きのうちよつと申し上げましたが、今借りております残高は三百十五億ぐらいの見当になっておりますが、その中で開拓者資金融通特別会計から出ておりますのが百九十三億でございますから、六十何億が特別会計から出ております。それから、公庫からは、施設資金が三十八億と自作農資金が三十五億、両方で七十三億ぐらい出ておりますの

で、これも二十数兆というふうなことになるにしまして、政府と公庫が実は大部分でございます。それから、あとは、中金が、例の災害の場合の経営資金、借りかへますれば営農改善資金と申しますが、両方合はせまして四十六億ぐらい中金から出て、今残つておるという事でございまして、あとは、御承知の短期の営農資金その他は保証協会が保証して出しているというふうな形になっておるわけでございます。

○西村(関)委員 ただいまの数字においても明らかでありますように、まだ十分に政府資金以外の特に中金資金等が活用されていない。また、活用しようにもいろいろな隘路があるというところが物語られておると思うのであります。現在政府におきましては金融制度の一元化をはかるといふことは考えていないという御答弁でございますが、将来におきましてぜひ開拓政策の一つの大事な問題点としてこの問題をとり上げて十分検討していただきたい。借りやすくなれるように、十分に活用できるような工合に、政府におきまして法律の改正を試みるなりいたしまして、ぜひこの点について格段の御配慮をお願いしたいと思います。

最後に、私は、総括的に自分の意見を申し述べて、政府当局の所信を承りたいと思ふのでございます。

私は一九五三年にイスラエル共和国を視察いたしました。そして、また昨年欧米旅行の帰りに再びイスラエル共和国を七年ぶりに訪問したのであります。そして感じましたことは、あのわが四国にも及ばないくらい狭い国土、しかもアラブ諸国との間にいろいろ

ろな紛争をかかえておる、いろいろな問題点を持つておられますところのユダヤ人の建てた新しいイスラエル共和国が、国土の三分の一以上も砂漠であり、不毛の地であり、立地条件に恵まれない国土であり、また条件に恵まれない世界の中の国も試みなければならぬといふ新しい開拓の成績をあげておる。一々私はその具体的な事例を今ここで申し述べようとは思ひませんが、七年前すでに相当な成績をあげておる。特にその営農形態におきましても、キブツ、モシャヴィブという、共有村あるいは協同組合村といったようなものを典型的に建てまして非常に成果をあげておるその実態をつぶさに見まして、さらに、昨年度訪問いたしましたときに、私が七年前に訪問いたしましたそれぞれの開拓村の成果が七年の間に目ざましい進展を遂げておるその実態をこの目で見て来たのであります。それにひき比べまして、わが国の開拓政策といふものがいかに貧困であるかという事を私は思わざるを得なかつたのであります。これは、今回の法律の改正におきまして、政府当局の苦心の存するところ、また漸進的に今日までの開拓政策のひずみを改めていくとする努力は認められると思うのでございますけれども、冒頭から触れて参りましたように、基本的な、根本的な、総合的な、しかも科学的な長期開拓政策といふものの樹立がいまだ不十分であるということが今日の開拓農家の非常な苦境を来たしておる原因ではないかと思ふのでございます。戦後、あのどさくさの中に、めくら行政と言つてははなはだ言い過ぎであるか

もしませんけれども、めくらめつぱうに入植させたと云つても言い過ぎでないと思はれるようなそのう形で入植をさせられた開拓農家が、日夜営々として困難な条件の中に開拓に努力をして、この努力に対して、政府は、国の責任においてこれを根本的に救済をし、また振興をし前進せしめるという政策の面におけるところの気魄がなければ、この問題の解決はとうていおぼつかないと思ふのでございます。私は、先ほど触れました点についてもう少し掘り下げていろいろ伺いたい点もあるのでございますが、営農規模の問題のみならず、開拓村の形態、これを、今日論ぜられておりますような、またすでに実施の段階に入つておりますような共同化の問題と結びつけるとか、あるいはまた法人化の問題と関連せしめるとかいうような、究極の基本的な開拓地の目標を立てて、これに向かつて総合的な施策のもとにこれを予算化していく、逐次総合的な長期的な計画に乗せていく、こういう努力が政府においてなされるというところが最も願わしいことではないかと思ふのでございまして、今日十四万戸、十五万戸に及ぶところのこの開拓農家の非常な苦境を救うために、またこれをして将来日本の新しい国土計画の一環として大きな希望を持つてもらいために、私は政府当局の猛省を促したいと思ふのであります。最後に小枝政務次官の所信を伺ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○小枝政府委員 ただいま西村委員から、イスラエルの開拓に関する例を引用せられまして、まことに今日の開拓行政に対して貴重な御意見を拝聴できました。この開拓をいかにして振興し、今日十四万戸、十五万戸の開拓家の諸君のほんとうに安住の地とし、合理的なしかも理想的な農村の一環としてその樹立をやつていくかということが今日のわが国の農政に課せられた非常な重大な問題の一つであると思ふのであります。従ひまして、ただいま提案いたしております法律の問題はともかくといたしまして、むしろこれによつて一步の前進を見るわけでございますけれども、これにとどまらず、将来審議会等ができましたならば、一そう計画を十分にいたしまして、先ほどから御議論になつておりますように類型別あるいは地区別にこれを整備いたしましたして、さらに内容の強化を行ない、あるいは協同組合的な一つの組織を強化するなり、あるいは将来できるであろうと予想せられるところの農業法人等にもいろいろ思いをいたしまして、この開拓行政の抜本的な刷新、進展をはかりたいという考えを持つておるのであります。御承知のように、政府におきましても、農業基本問題調査会もすでに本年度をもつて終了するつもりでございます。これには、開拓の問題も、この土地をいかに利用するか、今日の日本の営農の状態をどうして合理化していくかということも根本の問題になるだろうと私も私ども期待をいたしております。いずれにいたしましても、今日の開拓の問題はこのままではならぬのでありまして、抜本的にこれを改善し向上いたしまして、十分今後検討いたしましてそういう方向にこれを強く推進していくというつもりでございます。

ました。この開拓をいかにして振興し、今日十四万戸、十五万戸の開拓家の諸君のほんとうに安住の地とし、合理的なしかも理想的な農村の一環としてその樹立をやつていくかということが今日のわが国の農政に課せられた非常な重大な問題の一つであると思ふのであります。従ひまして、ただいま提案いたしております法律の問題はともかくといたしまして、むしろこれによつて一步の前進を見るわけでございますけれども、これにとどまらず、将来審議会等ができましたならば、一そう計画を十分にいたしまして、先ほどから御議論になつておりますように類型別あるいは地区別にこれを整備いたしましたして、さらに内容の強化を行ない、あるいは協同組合的な一つの組織を強化するなり、あるいは将来できるであろうと予想せられるところの農業法人等にもいろいろ思いをいたしまして、この開拓行政の抜本的な刷新、進展をはかりたいという考えを持つておるのであります。御承知のように、政府におきましても、農業基本問題調査会もすでに本年度をもつて終了するつもりでございます。これには、開拓の問題も、この土地をいかに利用するか、今日の日本の営農の状態をどうして合理化していくかということも根本の問題になるだろうと私も私ども期待をいたしております。いずれにいたしましても、今日の開拓の問題はこのままではならぬのでありまして、抜本的にこれを改善し向上いたしまして、十分今後検討いたしましてそういう方向にこれを強く推進していくというつもりでございます。

○吉川委員長 午後一時より再開することとし、暫時休憩いたします。
午後零時十一分休憩

午後二時六分開議

○吉川委員長 休憩前に引き続き開拓三法案の質疑を続行いたします。
神田大作君。

○神田委員 今度の開拓振興臨時措置法の改正については、農民並びに開拓者諸君が非常な期待を持って長い間この振興振興法の改正を要望しておったのでありますけれども、

〔委員長退席、丹羽（兵）委員長代理着席〕

ここに法案として出たものを見ますと、単に審議会を作ること、それから災害資金の問題というように、開拓者にとりましてはきわめて失望を禁じ得ない改正案であります。一体、この数年にわたる長い開拓農民が要望したこの振興措置について、局長はどのような考えを持っておられるか。今政務次官が来ましたなら政務次官にもお尋ね申し上げますが、まず局長からこの点について御答弁願います。

○伊東政府委員 今御指摘の点でございますが、開拓振興臨時措置法ができましたのは三十二年でございます。ことしは三十五年でございますから、四年目というところでございまして、振興の臨時措置法がございましてからもう長い期間がたっているわけですから、振興計画が今出そろいました段階でありますので、実は、この振興計画の達成がまず第一の問題ではなからうか。それから始めていくのが順序ではなからうかという判断に立ちまして、臨時措置法を全面的に改正

するといえますか、さらに新しく法律を作るといいますか、そういうことはいたしませんで、振興計画をまず達成したいということ、それに関連いたしまして、臨時措置法はほかに、今御審議願っておりますような条件緩和というような措置もとりまして、この際は第一段階としてやっていきたい。先生のおっしゃいます抜本的改正と申しますか、全然新しい法律を作りますか、いろいろ対策、手段はございまして、それが、それにつきましてはもう少し議論を十分検討した上でやりたいというふうなことで、今のような審議会、災害の場合の融資ができるというふうな二つの改正をしたような次第でございます。

○神田委員 この振興法ができてから間もないからして、抜本的な改正をするのには早過ぎるというふうな答弁のようでありまして、しかし、ここ三、四年の実績を見ますと、この開拓振興臨時措置法によって振興し、期待の持てるような開拓経営というものができているのかどうか。今、開拓者は、自分の営農経営をやっておるにいて、いわゆる借金償還、それから生産物の販売体制を確立して努力はしておりますけれども、いわゆる引き合わないような生産物を作っているようなわけで、開拓農民は非常に苦しみ陥っております。このままここの二年を過ぎると、日本の開拓農業というものは壊滅に瀕するよう、そういう重大な段階に来ると私は思うのでありますけれども、そういうような開拓農業に非常な危機をはらんでいるときに、そんなのんきなことを政府当局が言っておったのでは、これはどうにもならぬと思う

のでありますけれども、あなたたちが今まで進めてきた実績、振興臨時措置法の施行以来におけるところの建設計画の進捗状況、あるいはまた借入金金の償還の実績、そういうものはどういう状態になっているか、その点をお尋ねいたします。

○伊東政府委員 先ほど申し上げましたように、振興計画を作りまして三十二年でございまして、法律は三十二年でございまして、実際問題として三十二年、三十四年と二カ年でございまして、実績でございまして、振興計画で考えましたいろいろな柱がございまして、国が開拓者の資金を大体百四十二億——集計しますと百四十二億くらいでございます。その中で、三十五年度まで、これは一応予定が入りますが、三十五年度まで入れますと大体七十四億くらい出て、五億くらいになりはせぬかという考え方を今持っております。これは今先生がおっしゃいました償還の関係でまた若干動くことがあるかもしれませんが、そのくらいにはいたしたいというのが実は今までの実績並びに三十五年度の金額を入れました見通しでございます。ただ、これは動くことがあるかもしれません。それから、金融公庫からの施設資金は九十億とございまして、これは三十五年度まで大体三億くらゐの実績になるだろうというふうに見ております。五割までいってございまして、それから、自作農資金でございまして、これは五十一億くらゐの計画目標がございまして、これが大体四十九億とございまして、ほとんど百％近く出ております。そのくらゐ出してございまして、それから、営農改善資金の借り

かえが約四十億ということになっておりますが、これも三十億出ておりますので、大体これは借りかえが終わるんじゃないかというふうに見ております。ただ、おぐれておりますのは先生がおっしゃいました中で建設工事等でございますが、建設工事は、大ざっぱに申し上げまして、三十五年度までの予算を入れますと、国営と代行では若干比率は違いますが、五〇％程度まではいい、また、建設工事の中でおぐれておりますのは、非常に要望が強い開拓地改良といまして、一応建設工事が終わりましたあとに、また、水が足りないとか、あるいは飲料水が足りないとか、あるいは畑灌漑をやりたいので用水が足りないとか、あるいは道路が足りないというふうな、一応建設工事が終わったところにさらに追加していろいろ希望がございまして、これは八十億ぐらゐの要望があるのでございまして、これは九億五千万ぐらゐでございますので、比率にしますと、一％といたしまして低い数字になっております。しかし、開拓地改良につきましましては、今年度は三十四年度の倍ぐらゐの四億四千万ばかり予算を計上しました。が、こういうことでは足りませんので、またこれには特段の力を注ぎたいというふうに考えております。それから、開墾作業でございまして、あるいは土壌改良でございまして、あるいは開墾関係は、これも三十五年度まで要望されて計画の二六％というふうな数字になっております。自作農資金はほとんど満度にいくだろうというふうなふうに思われます。これが一番高いのでございまして、建設工事その他

はまだ半分ぐらゐまでしかいってないという実績になっております。

それから、償還の問題でございまして、これは実は年々減少して参りまして、たしか資料でも申し上げたと思うのでございまして、三十四年度は今のところ推定で約五億三千万ぐらゐ償還になっております。絶対額でございまして、これは出納閉鎖期間までには五億五千万ぐらゐあるという見通しをしてございまして、五億台でございまして、三十三年度の実績は四億二千五百万でございまして、それから、その前年の三十二年は六億、三十一年は七億というふうで、三十一年から七億台、六億台、四億台と下がりまして、今年度は五億台というふうなことになるのであります。ただし、これは、収納すべき金額が毎年大きくなって参りますので、絶対額は三十四年度は三十三年度よりはふえました。が、比率としましては落ちるということになっております。

○神田委員 今局長が言われた数字は、私の方でまた検討して、この問題については後刻質問したいと思っておりますが、要するに、政府が考えておるようには償還金も償還されないし、特に一番大事な建設工事というふうなものは非常におくれておる。開拓地の不振の最大原因であるところの道路とか、飲料水とか、開田とか、あるいはそのほかの建設工事というものは、あなた方が考えるようにどうも進んでおらないわけでございますが、この問題を徹底的に振興させない限り開拓地の不振というものは解消されないと思っております。この問題について今後はどうのような考えを持ってやるつもりであるか、お尋ねします。

○伊東政府委員 今御指摘の点でございますが、開拓振興臨時措置法ができましたのは三十二年でございます。ことしは三十五年でございますから、四年目というところでございまして、振興の臨時措置法がございましてからもう長い期間がたっているわけですから、振興計画が今出そろいました段階でありますので、実は、この振興計画の達成がまず第一の問題ではなからうか。それから始めていくのが順序ではなからうかという判断に立ちまして、臨時措置法を全面的に改正

○伊東政府委員 今申し上げましたように、建設工事関係はやはり五割前後でございす。さつき申し上げました開拓地改良等はおくれしております。建設工事の今の予算のベースでやっていますと、完成しますには大体五年くらいかかります。それで、私どもとしては、なるべく、五年というところまで、先ほどお話のありました生活環境の改善ということも頭に置きながら、五年ではございすが、これをもう少し早く完成して、何とか農民の安定ということに役立たせたいというふうな考えでおります。

○神田委員 たとえば飲料水の建設工事を見ましても、現在遅延をしておる大きな原因は、現地は自己負担にたえられない、開拓地の皆さんが自己資金を出して飲料水を引くわけにはいかぬ、こういうことが原因になっておるようであります。これについて、国では飲料水を引くについて補助を出しておりますけれども、いわゆる末端支配制度というようなことでもって全部の飲料水を引く施設に対して、国が助成金を打ち切っているように私は聞いておるのでありますが、その問題についてはどうお考えになりますか。

○伊東政府委員 飲料水でございすとかあるいは電気の問題等につきましても、一つは補助率の問題、一つは先生のおっしゃいました末端、たとえば一軒々々までは引いていかぬ、ある五戸なら五戸までは持つてきて、あとは自力でやっつけてほしいというやり方でやっている、その問題と補助率の問題と二つ問題がございす。私どもとしましては、これは三十五年度の予算では解決はできませんでしたが、末端支配の

問題その他につきましても、これは少し将来何とか改善できるものは改善したいというふうな考えでいます。補助率は、御承知のように開拓地の改良であります場合は三分の二の補助でございすが、小団地その他でやつたときは二分の一というふうなことで、補助率についてはまだ十分でない点もございまして、電気等については特に三分の一というふうなことになるておりますので、その他の点等につきましても、国だけでうまくいくか、あるいは、関係の市町村、そういうところにも応援を頼むかというふうな、なるべく開拓者の負担を少なくするという努力はいたしたいというふうに考えております。

○神田委員 それは、実際問題として、努力をするというふうなことでは、どうにもならぬことなので、今までのにかく開拓地に飲料水もない、電気もない、これに対して振興法に基づいて適切な計画のもとに押し進めていくわけではあります、現地の開拓農民が自己負担にたえられないで、自分のところに一軒々々引く飲料水に対しては、もちろん自己負担というふうなことであるが、いわゆる幹線水路について、たとえば二十戸のうち十戸まではやるが、途中でもって打ち切つて、あとは今度は自己負担でやれというふうな不徹底な補助の仕方をしていくからして、この開拓地の建設工事というものは進捗しないのじゃないかと思うのですが、その点はいかがです。

○伊東政府委員 先生おっしゃっている末端支配、どこまでやるかという問題はございす。ただ、これは、国が国だけで全部これをやるのか、ある

いは、もう少し国も県も市町村もそれから開拓者もというふうな、関係者がどこまで負担していくのかというところが非常に問題であろうと思ひます。今先生のおっしゃつております末端支配は、三戸ないし五戸の分岐点までということ、それ以下は開拓者の方でやつて下さいというふうな制度になつております。これは、単に末端支配というこの問題だけではなく、国、県、市町村、開拓者がどこまでどういうふうな負担をするかというふうな負担の問題その他につきましても、まだもう少し全般的に検討する問題があるのじゃないかと、末端支配というところだけで解決する問題じゃなくて、関係する者がどこまで負担をしていくかというこの方もこれは大きな問題じゃないかと私は思つております。

○伊東政府委員 先生おっしゃつています末端支配、どこまでやるかという問題はございす。ただ、これは、国が国だけで全部これをやるのか、あるいは、もう少し国も県も市町村もそれから開拓者もというふうな、関係者がどこまで負担していくのかというところが非常に問題であろうと思ひます。今先生のおっしゃつております末端支配は、三戸ないし五戸の分岐点までということ、それ以下は開拓者の方でやつて下さいというふうな制度になつております。これは、単に末端支配というこの問題だけではなく、国、県、市町村、開拓者がどこまでどういうふうな負担をするかというふうな負担の問題その他につきましても、まだもう少し全般的に検討する問題があるのじゃないかと、末端支配というところだけで解決する問題じゃなくて、関係する者がどこまで負担をしていくかというこの方もこれは大きな問題じゃないかと私は思つております。

○伊東政府委員 先生おっしゃつています末端支配、どこまでやるかという問題はございす。ただ、これは、国が国だけで全部これをやるのか、あるいは、もう少し国も県も市町村もそれから開拓者もというふうな、関係者がどこまで負担していくのかというところが非常に問題であろうと思ひます。今先生のおっしゃつております末端支配は、三戸ないし五戸の分岐点までということ、それ以下は開拓者の方でやつて下さいというふうな制度になつております。これは、単に末端支配というこの問題だけではなく、国、県、市町村、開拓者がどこまでどういうふうな負担をするかというふうな負担の問題その他につきましても、まだもう少し全般的に検討する問題があるのじゃないかと、末端支配というところだけで解決する問題じゃなくて、関係する者がどこまで負担をしていくかというこの方もこれは大きな問題じゃないかと私は思つております。

○伊東政府委員 建設工事と今先生が御指摘になつていらっしゃる飲料水の問題等とは分けて考える必要があるかと思ひますが、先ほどから申し上げておられますように、幹線道路でありますとかあるいは水路という問題と、たとえば先生の御指摘になりました飲料水、一戸一戸水を引くという問題とで、どういうふうに国がどこまでタッチしていくべきかというところにつきましても、これは実はいろいろ議論があろうと思ひます。今までの行き方というのは、開拓地、代行開墾の建設工事は全額国が負担します。それから、それ以下につきましても、二分の一補助でありますとか三分の一補助というところで原が仕事をしますとかいうふうな補助工事をやつておるわけでございますが、これにつきましても、こういうふうな分け方ではないか、あるいはまた、国が補助率については、もう少し、全額国が負担するというのは市町村の負担もある程度あつていいのじゃないかというふうなことで、実は今までの制度をある程度変えたらどうかというふうなことが大蔵省からまだいふ言われおりました、われわれとしましては、実はこれについては三十五年度において検討するということにいたしております。ただ、先生のおっしゃいましたように、建設工事が警備安定の基

○伊東政府委員 建設工事と今先生が御指摘になつていらっしゃる飲料水の問題等とは分けて考える必要があるかと思ひますが、先ほどから申し上げておられますように、幹線道路でありますとかあるいは水路という問題と、たとえば先生の御指摘になりました飲料水、一戸一戸水を引くという問題とで、どういうふうに国がどこまでタッチしていくべきかというところにつきましても、これは実はいろいろ議論があろうと思ひます。今までの行き方というのは、開拓地、代行開墾の建設工事は全額国が負担します。それから、それ以下につきましても、二分の一補助でありますとか三分の一補助というところで原が仕事をしますとかいうふうな補助工事をやつておるわけでございますが、これにつきましても、こういうふうな分け方ではないか、あるいはまた、国が補助率については、もう少し、全額国が負担するというのは市町村の負担もある程度あつていいのじゃないかというふうなことで、実は今までの制度をある程度変えたらどうかというふうなことが大蔵省からまだいふ言われおりました、われわれとしましては、実はこれについては三十五年度において検討するということにいたしております。ただ、先生のおっしゃいましたように、建設工事が警備安定の基

○伊東政府委員 建設工事と今先生が御指摘になつていらっしゃる飲料水の問題等とは分けて考える必要があるかと思ひますが、先ほどから申し上げておられますように、幹線道路でありますとかあるいは水路という問題と、たとえば先生の御指摘になりました飲料水、一戸一戸水を引くという問題とで、どういうふうに国がどこまでタッチしていくべきかというところにつきましても、これは実はいろいろ議論があろうと思ひます。今までの行き方というのは、開拓地、代行開墾の建設工事は全額国が負担します。それから、それ以下につきましても、二分の一補助でありますとか三分の一補助というところで原が仕事をしますとかいうふうな補助工事をやつておるわけでございますが、これにつきましても、こういうふうな分け方ではないか、あるいはまた、国が補助率については、もう少し、全額国が負担するというのは市町村の負担もある程度あつていいのじゃないかというふうなことで、実は今までの制度をある程度変えたらどうかというふうなことが大蔵省からまだいふ言われおりました、われわれとしましては、実はこれについては三十五年度において検討するということにいたしております。ただ、先生のおっしゃいましたように、建設工事が警備安定の基

この点についてどうもつきりとした考え方を述べてもらいたいと思うので

○伊東政府委員 建設工事と今先生が御指摘になつていらっしゃる飲料水の問題等とは分けて考える必要があるかと思ひますが、先ほどから申し上げておられますように、幹線道路でありますとかあるいは水路という問題と、たとえば先生の御指摘になりました飲料水、一戸一戸水を引くという問題とで、どういうふうに国がどこまでタッチしていくべきかというところにつきましても、これは実はいろいろ議論があろうと思ひます。今までの行き方というのは、開拓地、代行開墾の建設工事は全額国が負担します。それから、それ以下につきましても、二分の一補助でありますとか三分の一補助というところで原が仕事をしますとかいうふうな補助工事をやつておるわけでございますが、これにつきましても、こういうふうな分け方ではないか、あるいはまた、国が補助率については、もう少し、全額国が負担するというのは市町村の負担もある程度あつていいのじゃないかというふうなことで、実は今までの制度をある程度変えたらどうかというふうなことが大蔵省からまだいふ言われおりました、われわれとしましては、実はこれについては三十五年度において検討するということにいたしております。ただ、先生のおっしゃいましたように、建設工事が警備安定の基

年残つておるといふようなことではございませう、五年という期間をもつと繰り上げて、一つ何とか早く建設工事の方は終わるようになしたいというものがわれわれの基本的な考え方でございます。

○神田委員 この問題は、一つ基本的な問題として、全国の開拓地の実情をよく調査して、そして、いわゆる未完成の建設工事が幾らある、それを五カ年なら五カ年に完成するというのなら、その詳細な計画等、処方せんというものを提出してもらわなければならぬと思ふ。今までのように、政府は答弁だけはするけれども、実際においては進捗してない。実行してない。予算もつけない。建設工事に対してやらなければならぬといふことは答弁するけれども、実際にいってそれが予算の面においてあるいは実行の面において進んでない。それが今日の開拓地の不振の大きな原因であるから、局長が五カ年間に完成すると言ふならば、全国のこれらの未完成建設工事に対する詳細な検討と、それに対する計画、どういふふうにして五カ年のうちに完成するかといふような問題をわれわれの手元まで一つ詳細な計画を提出してもらいたい。それに基づいてわれわれはまた質疑をしたい、こゝういふように考えておりますので、その点一つ御了承願ひたいと思ひます。

次に、開拓者営農振興臨時措置法ができてから、いわゆる第二次建設計画といふものを各府県において立てたと思ふのでありますが、たとえば栃木県の場合は三億六千万ぐらいの第二次建設計画を立てたのですが、これの進捗状況は今一七％しか完成されてな

い。八三％というものは、計画は立てた、承認はされた。しかし、実際にこれが完成の域に達してない。そのまゝほりつぱなしにされておる。こゝういふように、机上の計画でもって開拓事業といふものはどうにも発展しないのであります。この問題について、計画と実行とをどうして実現させるかといふのが今後の開拓事業の一大問題だと私は思ふのでありますが、この点に關してどういふふうに考えられるか、お尋ねします。

○伊東政府委員 今先生の御指摘になりましたように、建設工事、開拓地改良等でだいぶ追加になっております。追加でございます。八十億でございますが、これも追加、それから、従来の建設工事からいふものの追加工事がまたございします。こゝういふものを含めまして、開拓地改良は別でございますが、大体今まで進んでおりますのが五割から六割の間でありますけれども、午前中から問題になっておりますように、現在の振興計画に基づいてやっております工事自体が今申し上げましたような比率になっておりますので、計画と実行とどうやって達成するんだという御質問でございますが、先ほど先生が計画と実績がどうなつたかについてお尋ねしたときに、たとえば建設工事でありましたか融資の問題とか率を申し上げたのでございしますが、これはまた資料で差し上げますが、私どもとしましては、まず今出ております振興計画に基づく建設工事なり融資なりを何とか早く達成するようには予算的措置を講じたいというこ

とで、これは、一般会計であり財政投

融資で、ほとんど国の金で、ほとんどが予算に制約されるというふうな形になつておりますので、この予算規模を開拓地に対してふやしていくという努力をもつと強く当然進めるべきであるといふふうに考えております。

○神田委員 そういふ大きな問題が横たわつておるのであるからして、今度の開拓者営農振興臨時措置法の改正は、ただ単に災害資金を貸し付けるとか、審議会を作るといふことで、こゝういふことも非常に大事なことでありますけれども、それ以上に、こゝういふような実際の内容を持つたものに改正しなくちゃならぬ。あるいはまた、この法律に基づく実行を保障しなくちゃならぬ。そういう点において、今度の開拓者営農振興臨時措置法の改正は、どうも非常になまぬるいものであつて、こゝういふ開拓者が納得するやうなものではない。現実には非常に苦しみをしておる開拓者が、この程度の改正でもって事足りるものではどうもいないのであります。既設開拓者が十数年にわたつて苦勞を重ねておるにもかかわらず、今なお入植当時の小さなあ

らば家にどす黒い畳の上でただ人間として生きておるといふような状態である。私は各所において開拓地の諸君と会いまして、十数年をこゝういふ苦勞をしながらなおかつ、生活苦に追い回されてどうにもならない、残るのは借金と子供だけである、こゝういふ状態になつておる。この日本の開拓事業の現状に対して、どうしてもこゝ一、二年のうちに抜本的な方針を立てて、これに希望を与えるような營農設計なり、あるいはこれに対する政策などを立てない限り、日本の開拓農家といふものは特殊なものを除いてつぶれてしまつてしまふのではないかと。特に、貿易の自由化のあらしの前に立たされておるとこ

ろの開拓農家の前途は、今のような状態であつて、これは持ちこたえられないのではない。この点についてな

は特殊なものを除いてつぶれてしまつてしまふのではないかと。特に、貿易の自由化のあらしの前に立たされておるところの開拓農家の前途は、今のような状態であつて、これは持ちこたえられないのではない。この点についてな

もつと政府はこれらの營農振興のため

に予算の面におきましてもあるいは法的措置につきましても抜本的な改革をやらうとしないのか。もう国内の農産物なんかアメリカからでもカナダからでもあるいは東南アジアからでも入つてくるのだから、いわゆる日本の自給農業体制といふものは捨て去るというのなら、またそこをわれわれとしても政府に對する大きな考え方がありますけれども、それでなくとも、この狭い土地においてこれだけの農民を農業でもって生活させる、あるいは日本の今日の食糧自給体制を確立するのだという観点に立つてならば、もつと抜本的な対策を立てるべきであると私は思ふのでありますけれども、この点に對して政

務次官はどうお考えになりますか。

○小枝政府委員 神田委員はこの開拓行政に對して抜本的な対策を講ずべきであるといふ見地から種々造詣の深い御所見を開陳になりました、非常に激勵をいただきますことは、まことにわれわれも感謝するところでございします。日本の農業はあくまでもこれを保護しなればならぬのでありまして、貿易の自由化等がありましても、農作物についてはあくまでもこれを保護するといふ立場でいくべきであると私どもも考えておるわけでございます。この開拓の問題で政府の熱意が足りないではないかといふおしかりをいただくわけ

けであります。私どもも、従来として参りましたこの開拓に對する処置といふものは決して満足すべきものではない、これは今日の開拓者の現状にかんがみまして一日も早くこれを打開するといふことに全力をあげなければならぬといふことを考えておる次第でございます。御所見のごとく、この三法案の改正によりまして、これだけに

よつて開拓の万全を期するといふことは私はむづかしいと思ひます。が、ただ、われわれは、熱意を持ちまして、まずこの法律を本国会で御審議を願ひ、そして、これが実現の曉にしまして、——お示しのように、審議会を作つても、審議会を作つたといふだけではいけません、それに対しては周到なる計画を立て十分な措置を設計いたしまして、そしてまたこれに衆知を加えて、あらゆる角度から、今日の開拓行政をいかにして振興すべきか、いかにして今日の窮境を打開するやうな措置を講ずるかといふことを、これを拠点として一つ至急に進めていきたい、かように考えておるところでございます。

のか、その点まず局長にお尋ねします。

○伊東政府委員 実情調査の問題でございますが、これは、御承知のように、開拓農家につきまして経営経済調査でございますか実績調査というものを取りまして、その上でいろいろ政策を考える参考にあつておるわけでございます。ただ、先生のおっしゃいますように、もっと抜本的なことをやれというふうなことにしましては、私もとしましては、これはもう少し少し調査をすべきことがあるのじゃないかというふうなことを考へております。これにつきましては、午前中に、開拓引きの場合にどういふ計画で開拓引きをするかという御質問がございましたが、私が御答弁いたしましたのでございますが、十分な調査がないのじゃないかというお話でございます。これなども、実は今振興計画の原因別の不振原因の集計等をやっておりますが、私もとしましては、それが出ましたならば、もう少しその具体的なものにつきますと県と国と一緒に、これは何もその経費を使わぬでもできることがございますので、これに基づきましてある程度抜き取り調査をするとか何かしまして、たとえば開拓引きの再配分の問題等につきましても、もう少し年次別に計画を立てるとか、そういうふうなことはやってみようというふうな思つております。

○神田委員 振興計画の点につきましても、単にこの振興計画を立てて都道府県知事がこれを承認するといふより、な形で一応計画だけできるが、実際において予算の裏づけや資金の裏づけがそれに伴わないために、この振興計

画というものはいづゆる絵にかいたものでどうにもならぬというのが実情なんです。だから、この問題は、振興計画を立てる、それを実質的にどう実行するかが問題です。今まで振興計画は、いふん立てておるでしよう。しかし、これが実行されないところに問題がある。資金の融資の問題にしても、たとえばこれだけの資金が必要といつても、地域にいけば、そういうのはあなたには貸せない、いわゆる選別融資でもって断られてくる。すると、その計画は途中で実行されない。あるいは農林漁業金融公庫からの資金が計画通りに流れてこない、そのために計画はおじゃんになっていくというふうなことで、どんなにりっぱな振興計画を立てたところで、これを実行する資金の裏づけあるいは国の予算の裏づけがそれにびつたりと入ってこない限りにおいては、これはどうにもならない。この振興計画遂行に対する欠陥というものが今日の開拓行政の大きな不振の原因の一つだと思つておりますが、この振興計画実行についての今までのいきさつ、今後の方針について一つ御答弁願います。

○伊東政府委員 別にいきさつといつてございませぬが、先生先ほど御質問になりましたように、実績がどうなつておるかというお話で、高いものにつ

きましては、自作農資金は三十五年で振興計画に盛り込まれたものほとんど満度で、これは一番高いものでございませぬが、低いものは、開拓者資金融通特別会計から出ますものは大体五割前後で、なからうか、また、公庫資金は三割というふうなことで申し上げたのでございますが、一番問題にな

りますのは、やはり建設工事、それから開拓者資金融通特別会計から出ます百二十億という予定されたものとか、こういうものが振興計画の中心になつてくるであらうというふうな考へております。それで、私もとしましては、抜本的にまた振興計画をさらに変えようというふうな一変えたらどうかという要望も実は開拓者の方々から非常に強く言われたのでございませぬが、先生おっしゃいましたように、実行計画自身について実はまだ十分な達成率にもなつておりませんので、私もとしましては、今申し上げましたような達成率を何とか早く高めまして、まずせつかくできた振興計画を予算面でも達成していくということがわれわれのとつていく第一の努力でなからうかというふうな判断をいたしました。今、振興計画の達成という点に全力をあげるのが開拓行政の中心ではないかというふうな考へまして、実は、新規入植等も少ないのじゃないかというおしかりは受けておりますが、先生がおっしゃったような点に重点を注いでこい、二年はいくべきじゃないかというのがわれわれの考へ方でございます。

○神田委員 この振興計画遂行に対する問題について、これは、地方の都道府県知事から承認して、農林大臣は何かこれに責任ある措置をとつておられない。これは午前中にも質問がありましたが、これもやはり、私は、こういうふうな開拓者振興臨時措置法というふうな一つのちゃんとした法律に基づいて立てられる以上は、知事ももちろんこの振興計画を承認し、これが遂行の責任に当たると同時に、これ

は国の責任においてこれを遂行させなければならぬと思つておりますけれども、これらの問題について、都道府県にまかせつきり、農林大臣やあるいは国が、これらを実行されようが実行されまいが、どうもさつぱり責任を持たぬというふうなやり方では、これはほんとうに権威ある振興計画にはならぬと思つておりますが、この点はどう考へになりますか。

○伊東政府委員 この法律の体系自身が、先生おっしゃいますように、知事が承認をしまして、国の承認という事になつております。これはその計画の達成のために国及び都道府県が援助をするという建前になつております。法律上はそういうことになつております。今農林省の振興計画に對します考へ方というのは、毎々申し上げますように、何も農林大臣がこれを承認しておられぬのだから知らぬという態度ではございませぬ。やはり、振興計画に盛り込まれたものを何とかして達成したいというこで、自作農資金等は振興計画に出てゐる通りに早くつけようじゃないかというふうなこともやつてゐるわけでございます。承認のあるなしにかかわらず、われわれとしましては、振興計画中心主義といひますか、そういう態度で実はこのことを考へております。

○神田委員 あなたはそういうふうな言われまが、実際において振興計画通りに達成されておりますか。これは、実際においては、最後になれば国はそれに対して承認を与えていないんだというふうなことでつて逃げる道をちゃんと作つてゐるにわれわれには考へられる。これが一番問題だと

思ふ。振興計画を立てたならば、これは国の責任によつて実行する、これさえやれば問題はないわけだ。ところが、言ひのがれの道を作つておつて、振興計画が達成できないのは開拓者が悪いんだ、お前らがなまけてゐるからだとか、あるいは立地条件が悪いからだと言ふ。そういうふうにして逃げていないで、振興計画に對して国が責任を持つということが不振開拓地の振興の一番のポイントなんです。この点についてもしっかりした考へを持つと同時に、この開拓者振興臨時措置法においても、法的にもそういう点を整備しなければならぬと私は思ふのです。法律を作つた以上、この法律でもって振興計画を立てた以上、それを守つてやる裏づけをはつきりしないと、これはいつまでも水かけ論になつてしまふのじゃないかと考へるのであります。この点はいかがでございませぬか。

○伊東政府委員 だいぶおしかりでございますが、私も、法律に書いてないから振興計画をどうしようつもりは実は毛頭持つておりませぬ。なるべく振興計画というものを尊重しましてやつていこう、たとえば建設工事等におきまして、実は開拓関係で七億くらいふえました中で、要振興地についてはたしか十一億くらいでございますが、予算につきましてもなるべく重点的に振興地区にスポットを当てていこうというふうな考へ方をもつてやつております。先ほどから申しますように、開拓者資金等も、これは振興計画を一通りそのまゝ計画の目標といたしま

してやっているようなわけでございまして、法律改正をいたさぬでも、当然、国は、ことに農林省としましては、そういうことでやっていくべきだという態度でやっているわけでござい

○神田委員 あなたたちがそういう考えを持って実際にやれば何も文句はないのでありまして、やらないから、いわゆる机上の空論になっておるから、われわれはこれに対して追及するのであります。これは今度の開拓農振振興法の改正に対する一番大きな問題だと思ひます。

それから、振興計画そのものにもやはり大きな問題があるのじやなからうか。たとえば、営農類型をきめてあるようでありませうけれども、この営農類型なるものをわれわれが見ますと、農林省当局が考へておるところの振興計画に入れる開拓農家の営農類型は非常に低いものよりであります。この営農類型なるものについて一つ御説明を願ひたいと思ひます。

○伊東政府委員 振興計画を作りましたときの考へ方といふものは、ある一定の人につきまして、これは法令で規定しておるわけでございまして、そこまでまだ収入の上がつておらぬ人、あるいは償還が年々の収入の一割以上になつておるといふような人々につきまして、何とかこれをそのレベルまで引き上げまして黒字に転換していく契機をつかみたいといふことで振興計画は作つたわけでございまして、もう一つの基本営農類型と申しますのは、これは、この法律ができました後に、新規の開拓者につきましては過去のあやまちを繰返すことのないようにという

ことで、午前中も申し上げましたが、全国を七類型に区分いたしまして、北海道を三つ、内地四つというように一応の基準、モデルといひますか、そういうものを作りまして、三十五万円くらい所得をあげまして農業だけで生活ができる、再生産が可能だといふような一応の基準を作つたわけでござい

ます。そうして、新規に入る人については、なるべくそういう考へ方を中心にして、やはりある程度これは企業として考へていく必要があると、携行資金等も持つて入る、また、国

も、従来より以上に特別会計から――従来は十八万といふような金でございしましたが、四十万ないし五十万くらいに融資もしていくといふようなことによりまして、なるべく入りましてからも当年度から営農のできるというよう

なことを考へていくべきだといふことなど考へていくべきだといふこと、機械等を用ひることも相当考へ、北の方におきましては酪農中心、西の方では果樹を相当入れますとかいふようなことを考へまして、新しく入る人についてはなるべくそういうような営農の形にして安定をさせていくべきだといふことを、法律が通りましてあとに一応打ち出したわけであります。それから、振興計画でございまして、先生のおっしゃいますように、振興計画は、その点につきましては、これは黒字に転換して拡大再生産をする契機をつかむといふような考へでやりましたので、すぐにびつたりは結びついておりません。おりませんが、御承知のよう

に、振興計画に要します金自体も、今申し上げますように非常に膨大なものでございまして、これは、やはり、政府の方の投資もでき、また開拓者の営

農も進むということになれば、一応そこで黒字になつていくのではなからうかといふような考へで今やっておるわけでありまして、それに達しますまでは、やはり、実績は先ほど申し上げたよう

でございまして、まだその段階には至つておらぬ、しかし、ここ一、二年にはそういうものになるべく早く達するようになつて、その上でさらに開拓者につきましては再配分の問題とか基本的な問題とまた取り組んで、基本営農類型をどう考へていくかといふこと

につぎまして、開拓審議会においても十分議論してもらつて、その上でまた大転換をする必要があれば大転換していくことにすべきではなからうかといふのがわれわれの考へでござい

ます。○神田委員 営農類型で二町歩以上二町五反歩までは粗収入二十七万、二町五反歩から四町歩までは粗収入三十万、これをいわゆる不振開拓農家と見

ておるうちにわれわれは聞いておりますけれども、この点は一体どういふうな基準になつていますか。○伊東政府委員 今先生のおっしゃいましたのは開拓農振臨時措置法の施行規則でございまして、そこで、今先生がおっしゃいましたように、配分面積たとえば一町二反歩未満の開拓者

につきましては二十万、最高の八町歩以上の場合には五十万とかいふように規則で一応きめまして、そこへまだ達しておらぬような人を一必要振興農家といたしまして、振興計画を作つて黒字に転換していくようにするといふような考へ方で、この臨時措置法は三十二年に作られたわけでござい

ます。これは今先生のおっしゃいました通りでございまして、そういう考へ方でこの法律はスタートいたしております。○神田委員 今でもこれに基づいて対象農家といふものを選定し、これを基準にしてやっておるということですか。○伊東政府委員 開拓農振臨時措置法に基づきます振興計画は、こうい

う人を対象にしましてやつたわけでございます。これは承認を受けました戸数は九万四千戸ということになっております。○神田委員 この基準によりまして、粗収入二十三万円の者あるいは二十五万、二十七万といふことになる、大体収入は十二、三万、月一万円程度、それ以上の者は不振開拓農家ではないといふように思われるのですが、これは非

常に現在の実情に即してないといふことは思ふのであります。これは非常に低いものである。実際に月一万円程度の収入で家族四人も五人もが一体食つていけるのか、再生産がはたしてできるのか。この点について、生活水準とい

ふものは一年々々向上しておるのでございまして、こゝろ低い線で押えておるといふことは非常に不合理だと思ひます。○伊東政府委員 先生のおっしゃいますのは、その点どう考へておられますか。○神田委員 これは局長も高いものではないと言われる。高いところじやない。こゝろ非常に低い開拓者だけを

対象にしても九万幾らのいわゆる振興計画に乗せなければならぬ開拓者がいる、十四万戸の開拓者のうちこゝろいふような低い基準の振興計画の中に入れないくちやならぬ開拓者が九万からあるといふところに、日本の開拓事業の大きな問題点がある。それは、こゝろいふような非常に細かいながらも収入の低い九万からの開拓農家に対して、国は、非常に少ない予算でもつて、この計画を遂行するために膨大な金が必要と言ひながら、実際にはスズメの涙のよう

だんだんと貧乏へ貧乏へと追い込んでいくような問題の皆さんにじっくりと考えてもらって、予算的にも計画的にもこれを遂行しなくては、理屈ばかり言っておつてはだうにも問題にならぬと思ふのです。この現実を直視して、大体、一町二反歩で粗収入二十五万、二町歩で二十七万、二町五反歩で三十万、六町歩で四十四万、八町歩で五十万、これは粗収入ですから、これの半分とすれば、八町歩やつても二十五万、かういふような零細な苦しい開拓農家が九万戸もあるというこの現実を政務次官はどうお考えになりますか。

○小枝政府委員 この九万戸というふうに零細なしかも最も経営困難な開拓者があるという事は、はなはだ残念なことでありまして、それを一日も早く解消したさなければならぬという考えを持っておりまして、実は本国会にもかういふふうに法律の改正とかいろいろな処置をお願いをいたしておるようなわけでございます。われわれ当局といたしまして、一日も早くこれを解消するということには全く異存のないところであり、熱意を持って努力をいたしたいと考えてまして、今回、あるいは施設の問題にいたしまして、環境改善の問題にいたしまして、三割あるいは五割という大幅な増額をいたしまして、将来この問題を解決する一つの方針を打ち出しておることは、御了承願ひたいと思ひます。

○神田委員 九万戸からの農家がこのようない低営農類型の中に充てはまつており、それにすれすれの開拓農家といふものがたくさんあるわけでありまして、これが抜本的な解決のために、詳細な調査をして、開拓農家の詳細な調査に基づいてこの振興計画といふものを立てて、振興計画を立てたならばこれを責任を持って遂行するといふことに對して、政務次官としてはつきりとした決意を示してもらいたいと思ひます。開拓者の諸君は實際において予算面においてもこの振興計画が実行されることを熱望いたしておられますので、このようない低営農類型に基づく振興計画さえも実行できないということは非常に残念なことでありまして、政務次官はかういふような決意のもとにこの振興をはかるつもりでありますか、重ねてお尋ねします。

○小枝政府委員 振興計画は、先ほど局長からお答えいたしましたように、地方でそれぞれ計画を立てて知事がこれを承認いたすことになっておるのでございまして、この振興計画を立てるにあたりましては、農林省としての方針もあることとございまして、また、これに對してはそれぞれ指導も、いろいろこれに関与いたしておるところでございます。一たん振興計画ができましたならば、これを必ず遂行するという方針をもつてその裏づけをして実行するのでない、この重大な段階にある開拓問題を解決することは、神田委員の御指摘のように、私も全く困難な問題であると思ひますので、これは今後一そう十分な調査をし準備をいたしまして早く抜本的な改正をやるように努力をしたい、かういふことをおぼえておる次第でございます。

○神田委員 次に、過剰入植の問題でございますが、これは予算で一戸十五万とかいうことで考えておるものであります。一体一戸十五万くらいの助成金をやつて間引きができるものかどうか。實際これは自然淘汰で食えなくなつてやむを得ず山を下つてくる。そういう状態で、借金は全部残つてゐる。これは夜逃げ同様の間引きといふことになつてゐると思ふのであります。この点についてはどのように考えられますか。

○伊東政府委員 この再配分に関連した間引きの問題でございますが、おそらくこれは三つの場合が考えられるのではなからうかと思ひます。先生の言つておられる第二、第三次産業に出ていくといふ人もあるかもしれない。あるいは移民に出ていくといふ方たちもあるかもしれない。また、再入植したいといふ人も出てくるかもしれない。これは、どういふ形の人が多いかといふことにつきましては、実は、私もよくは知りませんが、どういふ人を中心にして考えるといふことまできめておられません。今言ひましたようなどちらの場合でもこれは考えていくといふつもりでございます。それで、間引きします場合には、やはりその開拓農協といふものを単位にいたしまして、そこでみんなで相談してもらひまして、そういうことをすることによつてあとに残つた人の土地の再配分ができ、営農に非常に役立つといふことでみんなの話し合いがつくといふところからやつていくといふふうに考えておりまして、人によりましては、元氣のいい人が出ていくんじゃないかといふ見方をする人もおられます。その辺のところは、これはテスト・ケースでやつてみまして、次年度からは少し計画的にものを考えていきたいといふのが今度の予算でございます。

○神田委員 次に、開拓農振興指導員の設置を開拓者は非常に要望しておるようでありますが、實際問題として振興計画を立てたりあるいは営農指導をする上において非常に大事な役割を果たすと思ふのでありますけれども、この問題はどうかお考えになっておりますか。

○伊東政府委員 営農指導員につきましては、七百二十六名でございまして、今各県に置いてございまして、私どもとしましては、この人々を中心にして営農の指導をやつてもらふといふことで、実は、県等におきましては事務所等に勤めてゐる人も若干中にあるといふことがございますので、そういうことは一切ないといふことを県にも懇願し、この人々を中心にして営農の指導をやつていきたいといふふうに考えております。実は、三十五年度は、一つ中央においても営農指導員の講習会というやうなこともやりました。今度いろいろ御審議願つております法律の問題もございまして、振興計画等の取り扱いの問題、いろいろございまして、近年そういうことを一切やつておりませんので、営農指導員に中央に集まつてもらひまして、少し講習も、もう一回熱を入れ直すと言つちや語弊がありますが、また心を新たに営農指導ができればよい。講習会も現実にやろうといふことで考へておりました。この人々を中心にして営農指導をやつていきたいといふふうに考えております。

○神田委員 現実の問題として、第一線に働く指導員の待遇の改善、その技術の充実、それから指導員の数の増加、かういふ問題について、開拓農

を振興させる中心的人物でありますので、ぜひこの充実ははかつてもらいたいと思つております。

最後に、今開拓地で非常に困つてゐる問題として、電気の導入とともに、当時から電気の導入がでかきないで小水力発電工事をやつた、ところが、これをやつた開拓地の者はほとんど全部といふ全部が借金の返済に非常な苦勞をしてゐると同時に、設備が老朽をしまして、これが維持管理のために大きな負担をこうむつて、このために開拓農家の振興が非常に阻害されておる、そういうところが全国にたくさんありまして、これらの小水力発電工事の施設について、早くこれを電力会社に移譲して身軽になりたいたいといふ希望をたくさん開拓者が持つておるのでありますけれども、この問題についてはどういふ考えを持っておられるか、お尋ねします。

○伊東政府委員 御質問の点でございますが、実は、電灯の問題で私の方で力を注いでおりますのは、まだ四万戸を数えるやうな無電灯戸数がございまして、この解消ということに全力を注いでおるやうな次第でございます。先生のおっしゃいました問題が、実はあることを私も聞いておりますが、率直に申し上げまして、農林省といたしましてまだ電気会社と直接交渉してこれを解決するといふところまでに至つておりません。開拓行政の中でありますまだ力の抜けてゐる部分かとも思ひますが、今の段階ではそこまで手を尽くしておらぬといふのが現状でございます。ただ、開拓者の方が電力会社と自主的に交渉してゐるところもあると聞いておりますので、役所としても、

を振興させる中心的人物でありますので、ぜひこの充実ははかつてもらいたいと思つております。

最後に、今開拓地で非常に困つてゐる問題として、電気の導入とともに、当時から電気の導入がでかきないで小水力発電工事をやつた、ところが、これをやつた開拓地の者はほとんど全部といふ全部が借金の返済に非常な苦勞をしてゐると同時に、設備が老朽をしまして、これが維持管理のために大きな負担をこうむつて、このために開拓農家の振興が非常に阻害されておる、そういうところが全国にたくさんありまして、これらの小水力発電工事の施設について、早くこれを電力会社に移譲して身軽になりたいたいといふ希望をたくさん開拓者が持つておるのでありますけれども、この問題についてはどういふ考えを持っておられるか、お尋ねします。

○伊東政府委員 御質問の点でございますが、実は、電灯の問題で私の方で力を注いでおりますのは、まだ四万戸を数えるやうな無電灯戸数がございまして、この解消ということに全力を注いでおるやうな次第でございます。先生のおっしゃいました問題が、実はあることを私も聞いておりますが、率直に申し上げまして、農林省といたしましてまだ電気会社と直接交渉してこれを解決するといふところまでに至つておりません。開拓行政の中でありますまだ力の抜けてゐる部分かとも思ひますが、今の段階ではそこまで手を尽くしておらぬといふのが現状でございます。ただ、開拓者の方が電力会社と自主的に交渉してゐるところもあると聞いておりますので、役所としても、

を振興させる中心的人物でありますので、ぜひこの充実ははかつてもらいたいと思つております。

最後に、今開拓地で非常に困つてゐる問題として、電気の導入とともに、当時から電気の導入がでかきないで小水力発電工事をやつた、ところが、これをやつた開拓地の者はほとんど全部といふ全部が借金の返済に非常な苦勞をしてゐると同時に、設備が老朽をしまして、これが維持管理のために大きな負担をこうむつて、このために開拓農家の振興が非常に阻害されておる、そういうところが全国にたくさんありまして、これらの小水力発電工事の施設について、早くこれを電力会社に移譲して身軽になりたいたいといふ希望をたくさん開拓者が持つておるのでありますけれども、この問題についてはどういふ考えを持っておられるか、お尋ねします。

○伊東政府委員 御質問の点でございますが、実は、電灯の問題で私の方で力を注いでおりますのは、まだ四万戸を数えるやうな無電灯戸数がございまして、この解消ということに全力を注いでおるやうな次第でございます。先生のおっしゃいました問題が、実はあることを私も聞いておりますが、率直に申し上げまして、農林省といたしましてまだ電気会社と直接交渉してこれを解決するといふところまでに至つておりません。開拓行政の中でありますまだ力の抜けてゐる部分かとも思ひますが、今の段階ではそこまで手を尽くしておらぬといふのが現状でございます。ただ、開拓者の方が電力会社と自主的に交渉してゐるところもあると聞いておりますので、役所としても、

を振興させる中心的人物でありますので、ぜひこの充実ははかつてもらいたいと思つております。

最後に、今開拓地で非常に困つてゐる問題として、電気の導入とともに、当時から電気の導入がでかきないで小水力発電工事をやつた、ところが、これをやつた開拓地の者はほとんど全部といふ全部が借金の返済に非常な苦勞をしてゐると同時に、設備が老朽をしまして、これが維持管理のために大きな負担をこうむつて、このために開拓農家の振興が非常に阻害されておる、そういうところが全国にたくさんありまして、これらの小水力発電工事の施設について、早くこれを電力会社に移譲して身軽になりたいたいといふ希望をたくさん開拓者が持つておるのでありますけれども、この問題についてはどういふ考えを持っておられるか、お尋ねします。

○伊東政府委員 御質問の点でございますが、実は、電灯の問題で私の方で力を注いでおりますのは、まだ四万戸を数えるやうな無電灯戸数がございまして、この解消ということに全力を注いでおるやうな次第でございます。先生のおっしゃいました問題が、実はあることを私も聞いておりますが、率直に申し上げまして、農林省といたしましてまだ電気会社と直接交渉してこれを解決するといふところまでに至つておりません。開拓行政の中でありますまだ力の抜けてゐる部分かとも思ひますが、今の段階ではそこまで手を尽くしておらぬといふのが現状でございます。ただ、開拓者の方が電力会社と自主的に交渉してゐるところもあると聞いておりますので、役所としても、

を振興させる中心的人物でありますので、ぜひこの充実ははかつてもらいたいと思つております。

最後に、今開拓地で非常に困つてゐる問題として、電気の導入とともに、当時から電気の導入がでかきないで小水力発電工事をやつた、ところが、これをやつた開拓地の者はほとんど全部といふ全部が借金の返済に非常な苦勞をしてゐると同時に、設備が老朽をしまして、これが維持管理のために大きな負担をこうむつて、このために開拓農家の振興が非常に阻害されておる、そういうところが全国にたくさんありまして、これらの小水力発電工事の施設について、早くこれを電力会社に移譲して身軽になりたいたいといふ希望をたくさん開拓者が持つておるのでありますけれども、この問題についてはどういふ考えを持っておられるか、お尋ねします。

○伊東政府委員 御質問の点でございますが、実は、電灯の問題で私の方で力を注いでおりますのは、まだ四万戸を数えるやうな無電灯戸数がございまして、この解消ということに全力を注いでおるやうな次第でございます。先生のおっしゃいました問題が、実はあることを私も聞いておりますが、率直に申し上げまして、農林省といたしましてまだ電気会社と直接交渉してこれを解決するといふところまでに至つておりません。開拓行政の中でありますまだ力の抜けてゐる部分かとも思ひますが、今の段階ではそこまで手を尽くしておらぬといふのが現状でございます。ただ、開拓者の方が電力会社と自主的に交渉してゐるところもあると聞いておりますので、役所としても、

を振興させる中心的人物でありますので、ぜひこの充実ははかつてもらいたいと思つております。

最後に、今開拓地で非常に困つてゐる問題として、電気の導入とともに、当時から電気の導入がでかきないで小水力発電工事をやつた、ところが、これをやつた開拓地の者はほとんど全部といふ全部が借金の返済に非常な苦勞をしてゐると同時に、設備が老朽をしまして、これが維持管理のために大きな負担をこうむつて、このために開拓農家の振興が非常に阻害されておる、そういうところが全国にたくさんありまして、これらの小水力発電工事の施設について、早くこれを電力会社に移譲して身軽になりたいたいといふ希望をたくさん開拓者が持つておるのでありますけれども、この問題についてはどういふ考えを持っておられるか、お尋ねします。

○伊東政府委員 御質問の点でございますが、実は、電灯の問題で私の方で力を注いでおりますのは、まだ四万戸を数えるやうな無電灯戸数がございまして、この解消ということに全力を注いでおるやうな次第でございます。先生のおっしゃいました問題が、実はあることを私も聞いておりますが、率直に申し上げまして、農林省といたしましてまだ電気会社と直接交渉してこれを解決するといふところまでに至つておりません。開拓行政の中でありますまだ力の抜けてゐる部分かとも思ひますが、今の段階ではそこまで手を尽くしておらぬといふのが現状でございます。ただ、開拓者の方が電力会社と自主的に交渉してゐるところもあると聞いておりますので、役所としても、

どういう形でこれを応援いたしますか、何とか検討はしていきたいと考えております。

○神田委員 小水力発電は、これを設置することに対して農林省は当時非常に積極的で、これを奨励して作らせた。しかし、三年、四年、五年とやっておりますうちに、小資本によるこういう施設は、維持管理費に食われる、施設が老朽化してくる、また、それを設置したときの借金も返さなくちゃならぬというよりなこと、そのために一戸で一年に十九万円も払わなければならぬところもあると聞いております。これは開拓農家にとっては死命を制せられておる問題です。この電気を維持するために非常な財政的負担をしておるわけだし、しまいに、どうにもならぬから捨てしまえということ、借金も施設もみなそのまま捨ててしまふ、残るところは、それに対する融資をした農林中金とかあるいは農林漁業金融公庫とか、結局はそういうところにしわ寄せが来ることになり、しまいに開拓者がその土地を捨ててほかへ転業しなくちゃならぬ、こういう破局にも追い込まれる重大な問題であると思う。

これはやはり最初農林省が小水力発電をやれといつて奨励したその責任もあるわけですね。だから、これは一つ、電力会社へ個人々々が交渉したところでどうにもならぬことであるから、農林省自体がこの問題を詳細に検討をして、そうしてこれが解決に乗り出してもらいたいといわれれば考えるのでありますが、その点についてお考えをお願いいたします。

○伊東政府委員 先ほど申し上げましたように、はなはだ申しわけないのでございますが、今までその努力を直接やりませんでした。問題があることも御指摘の通りでありますから、私どもの方としましては、どうやったら一番いいかということについては検討させていただきます。

○神田委員 いろいろそのほかに質問したいこともありますが、時間も経過しておるようでありまして、あとで参事人等と呼んだときにまたあらためて質問することにしたしまして、私の今日の質問はこれで終わりとします。

○丹羽(兵)委員長代理 次に、芳賀貴君。

○芳賀委員 ただいままでの同僚委員各位からいろいろ御質問がありました。が、三法案について一つずつ順序を追って問題点についてお尋ねしたいと思います。

まず、小枝次官にお尋ねしますが、今回の改正法案あるいは条件緩和法等を見ると、従来当委員会においていろいろ指摘した、どうしてもこれはやらなければならないというような核心に觸れるような問題についてはそこからずれて、形式的にこの際何とか格好をつけたというところに苦心されたんじゃないかと私たちは見ておるわけでありまして、この際お尋ねしたい点は、既存開拓者の諸政策については、少なくとも今回の法案審議を機会にしてこれで一応締めくくりをつけるというような政府としてもかたい決意の上に立って臨まれないか、この点はことはこの程度でも来年以降にまた考えますということではいけないと思ふのです。何のためにこのしの新規入植者を極端に圧縮してやっておるかということになると、結局、既存入植者対策をこの際

締めくくりをつけるということに重点があると思ふし、それはわれわれとしても了承しておる点です。それで、第一の点としては、開拓農振興法の根本改正の問題について、これは、昨年あたりも、たとえば福田農林大臣にしても、あるいは小枝さんにしても、伊東農地局長にしても、世間に出てはあらゆる機会に、この際農振興法の根本改正をやりますと自発的に積極的に言っていることは事実なんです。でも、その当時の言明の内容といふものが今回の改正の内容と同じであるかどうかという点についてわれわれはお尋ねしておきたいのですが、どうなんですか、この程度のこととやるというのであつたらうか、このことを言われたのか、その点をお尋ねしておきます。

○小枝政府委員 この法案の改正は、昨年以来当委員会におきましても御議論のありましたように、今日のわが国の開拓の現状は決して等閑視することをお許さない実情になって参っておりまして、従いまして、福田農林大臣も、私どもも、その他当局におきまして、しばしばこの委員会におきまして、抜本的にこれを改正し開拓の現状を打開したいという熱意を披瀝したのでございます。これにつきまして、この四法案の中に盛り込んでおるところの改正は、ただ当面の問題を翻塗していくという考えであつてはならない、抜本的に改正するところの決意のもとにこれを提出しておるかどうかという芳賀委員の御質問と考へますが、われわれといたしましては、なるほどこの法案の中に一々具体的に示すことができないという問題もあるものでありますが、先ほど他の委員の皆さんにもお答えい

たしましたように、まず今回の改正を一つの拠点といたしまして、芳賀委員先ほどお述べになりましたように、われわれも開拓者の間引き政策までやるということに考えをいたしましたゆえんのものは、要するに、抜本的な対策に対してスタートしなければならぬという決意のもとにそういう施策をやっておるわけでありまして、御不満もあるかと考へますけれども、審議会等をごに設けたいと考へます。でも、その考へ方があるからでございます。今後、先ほど来いろいろ申し上げて、調査、計画その他これに關係する一般の広い知識も取り入れまして早速に対策を立てて、所期の目的を貫徹するようにいたしたいという決意のもとにこの法律案を提案しておる次第でございます。

○芳賀委員 農振興法の中で、この法律が当初審議されたときの第一振興計画の問題等については、これは地域的な地帯別の振興型という基本をきめて、たとえば都道府県知事がその都道府県の地域内の開拓農家地帯における振興型の基準を示して、その基準に基づいて計画を立ててもらふ、その計画というものは、当然下から盛り上げて、これを都道府県知事が認定して、そうして最終的にはやはり国の認定が必要になるであろう、それをぜひやらなければいけない、そして、国が認定した振興計画というものはそれが実施計画という性格で、また末端の開拓者諸君もその計画達成のために努力してもらふ、もちろん個人の努力も大切だけれども、それに対しては国あるいは地方団体ができるだけ行政を通じて強力にこれを支援する、そういう態

勢は最初から必要であるということをわれわれは指摘しておつた。だから、少なくとも、今度の改正にあつてはその前段にこのことをぜひ打ち出す必要があつたと思ふが、これについては全然触れてない。そういうことで、今後完全に振興計画の内容を充実して、その計画の達成が既存開拓者の停頓しておるいろいろな悪条件を解決することになるというところに入れる必要があつたと思ふ。どうしてそういうことをおやりにならないんですか。

○小枝政府委員 ごもつともな御質問だと私も考へますが、各府県で承認いたしまして出されたものは、この法律案に示しておりますように審議会を開いてそこにそれらの計画を総合してこれを承認する、これをもつて政府の一つの振興計画になるものだろうと考へております。

○芳賀委員 それでは、都道府県知事が承認した計画は農林省に上がつてきて、農林省としては、この法律で今度設置することになる審議会にそれをおけて、審議会の意見を尊重してそれを承認するという手順になるのですか。それであれば一応方法としては悪くはないと思ふ。

○小枝政府委員 審議会は大体基本的な問題を決定するのだと思ひますが、この方法につきましては局長から答弁いたさせます。

○伊東政府委員 私から政務次官の御説明に補足させていただきます。今芳賀先生おっしゃいました振興計画の国の承認の問題でございますが、この法律の建前はやはりくずして承認を、その承認された振興計画を

は初年度には十萬しか出してゐなかつた、次年度は二十萬あつたという場合には、十萬の人にはまたもう少しだけ貸してやるというようにことも運営で当然やってくるというように弾力的な考え方でこの計画を運用していくというところで目的を達するんじゃないか。全面的に振興計画を変更する、あるいはまた、その承認手続をするというようになことをしませんが、今言いましたようなことでやっているとさしつかえないのではないかと、現実の問題としてやれるのではないかと、いふに実は考えておるのでござい

ます。○芳賀委員 その点は、先ほど私が言つた通り、最初の振興計画というものも全く現状のままの中で計画を立てるということなんです。だから、発展性というものは何も無いわけでは、今ありのままの生きている姿の中で計画を立てないという、そういう振興計画というものは無いと思つて、今度は法律の改正という一つの機会がありますから、経済規模の問題等についても、ある地区においては間引き対策によつて現在の経営がもう少し適正の方へ発展する余地も出てくるし、あるいはまた、今政府が考えておる、自作農創設法によつて政府が買収した未墾地とかあるいは林野庁所管の国有地を開拓財産に移管がえをした、そういうまだ手をつけていない未処理の農用地等についてもこれを元へ戻すというようになことを今考えておるのですから、そういう場合においては、振興計画を立てる組合の地域内にそういう放置された未利用地があるとすれば、やはりこれを増反の形とかあるいは共同耕作

でこれを高度に使うとか、振興組合自身の中におけるそういう未墾地の活用の方針を当然今度の振興計画の中に盛り込んで進める必要がある。そういう計画を立ててもどうしてもこの未墾地は必要がないという場合には、しかも農用地に適しないという場合にはこれは引き揚げる必要があるかもしれないが、農耕適地でも何でも全部引き揚げるというように考え方は根本的に間違つておると思つて、ですから、そういう点についてもやはり現地の振興計画の樹立の中に取り入れていくということになる、相当根本的な計画の修正というものは必要になつてくると思つて、ただ、問題は、振興計画の提出期限は、これは昨年度の三月三十一日でもうすでに終わつてゐるわけですから、だから、修正してもいいとか再提出さすといつても、二年経過後の処理といふことになる、なかなかこれは大幅にいかないですよ。従つて、これを今局長が言つたように行なうんだということであれば、やはり必要な期間だけの延長というものは、私は事務処理上からもどうしても必要になつてくると思つて、もう三十四年度はこの三月で終つちやつたから、今後一年ないし二年というものは振興計画の内容を十分充実する、しっかりと修正の意図においても、やはり期限といふものを延長して、その期限内にこれを完全にやつてもらいたいというところで進めるのが順当だと思つて、その点はいいかですか。

○伊東政府委員 先生と私で少し食い違いがあるのじゃないかという気がしますが、それは、修正という言葉を私どもも使つておるのですが、その修正の幅の問題ではなからうかという事は感じました。私、先ほど言いましたのは、条件緩和でありますとか、あるいは災害でありますとか、間引きの場合、実は、振興計画で土地が狭い、それで営農不振であるから増反してほしいというように、振興計画にあるところを優先して、いこうと考えておるわけでございます。やはり、振興計画優先という形で、今できております振興計画を何とか達成していきたいといふ、それに基づきます技術的といつては何ですが、そういう意味の修正といふことを申し上げたのでござい

ます。○芳賀委員 とにかく、振興計画の内容あるいはそれが順調に進捗しなかつたといふことも理由になつて、今度また条件緩和とかいろいろなことをやる計画になつてゐるが、これは、当時完全なものができていて、これを中心として対策を十分進めるということであれば、あるいはいろいろな条件緩和なんてもういふものは今ごろ持ち出さぬでもよかつたかもしれない。この法律が生まれるときから、われわれは、これはもうだめだといふことを言つておつたのです。最初から病人でこれはだめだと言つて、政府の方では、今までカンフル注射でようやく生かしてきて、やはり健康にならなかつたわけですから、今度は、ほんとうに健康にするには、われわれがお医者立場で、これはこういう点が悪いからだめなんだという、そういう療治をさせなければいかぬと思つて、その点が第二点です。

それから、第三点は、今度の改正の中で、いわゆる災害融資をやるといふ試みが出てきてゐることです。これもはつきりしないのです。振興組合については災害融資は対象にするといふことが一応書いてあるのです。これも、それでは現在ある天災融資法の内容を全部営農振興法の方に移して、開拓者資金融通法の方から全面的に災害融資を行なうといふことであれば、一応また納得できるが、この内容は必ずしもそうではないのです。そうすると、全体の天災法に掲げた融資のいろいろな種類のうちのある部分は開拓者振興法の方から出す、ある部分について

は天災融資法から出すというように二元的なやり方が振興組合についても行なわれるのじゃないかと懸念されるのですが、そういうことはいいですか。○伊東政府委員 御指摘のように、災害関係の規定を設けましたが、これは開拓者に対しては災害制度全般の解決では全然ございせん。その点は御指摘の通りでございます。これを入れ

ける人と、どうも天災融資法に乗らぬという人がこつちに来るのじゃないかという見通しはいたしております。

○芳賀委員 この点は、振興法の対象になる開拓の災害農家と、ならない農家という、この区分もあるわけですね。それから、もう一つは、対象になる開拓者であっても、この制度からの災害資金を借りて、なおそれ以外に天災融資法に基づく資金も借りる、そういうことになるのですか。

○伊東政府委員 この政令の案をきのう差し上げてありますので御説明いたしますと、まあ、どういふ災害に貸すかということで、施設だけの被害が五〇%以上あったというふうな人には、施設資金を一つ貸しまして、それから、施設の被害が五〇%以上あり、そのほか作物被害の被害も加わりまして、百分の百以上になる人には、施設資金のほか経営資金も例外としてお貸ししましょう、それから、施設被害がなく作物だけの被害が百分の七十以上あった場合には、これは経営資金だけお貸ししましょうというふうな、三段階に実は分けてございます。でございまして、先生のおっしゃったような例、たとえば第二番目の、施設が五〇%以上の被害があり、作物被害の被害もあって、加えて百分の百以上になる場合は経営資金も借りられますが、施設は五〇%も被害はない、あるいは農作物と施設と合わせて百分の百以上にならぬという場合がありますと、この災害資金からは出ませんで、そういう人につきましては、あるいは天災資金から経営資金を借りる、それから、施設だけで五〇%以上になるから

施設資金を貸してくれという人には、これはあまり例がないかもしれませんが、こつちで施設資金が出る場合もある。経営資金と施設資金が両方から出る場合も、場合としては予想されるわけでございます。

○芳賀委員 だから、そういう点がかしいですね。せっかく開拓の資金の一本化をやる、整理をやるというながら、これはまた複雑になるんですよ。だから、はっきりして、開拓者の、特に営農振興組合を中心とする被害開拓者の場合は、たとえば開拓者資金融通法から一本に出すなら出す、これははっきりした方がいいですよ。一部は天災融資法から出して、また一部は特別会計から出すというふうなことになる、これは非常に複雑怪奇なものになるとおもうんです。この政令で、災害の度合いとかいうものでこの開拓者の中で一、二、三に区分するなんて言つたって、これは容易でないですね。だから、これは、やるのであれば、むしろ災害資金というものは一番条件の有利な国の特別会計からこれを貸付をするというふうに、すっきりした方がいいんじゃないかとおもうのですが、これは、政務次官、どうお考えになりますか。私の言っている方がいいのじゃないかと思ひますがね。

○小枝政府委員 芳賀委員の御指摘の点は、開拓に対する融資の一元化という点から言えばごもっともだと思ひますが、あります、何と申しまして、天災については天災融資が中心になっておりますので、この方法は一つの補完というございまして、従いまし

て、天災法によって一般の天災に対する融資を行ない、なおそれで足りない

ところの施設に対しての融資を特別に開拓者に対して行なおうとするものでございまして。

○芳賀委員 これが災害融資の問題点ですが、もう一つは、同じ災害融資の天災融資法の場合は、もちろんこれは中金の融資ですが、これには利子補給、損失補償の制度があります。まあ利子補給は系統資金の金利が高いから国と都道府県が負担するのですが、損失補償の措置というのがある。これは、信用度が非常に低くても、災害の度合いの多かったことによつて経営上に大きな損失が出たのだから、信用がないからあなたには金を貸さぬというふうなわけにいかない、やはり災害の度合いに応じて経営資金の貸し出しを行なうというの、これは天災融資法の主旨です。だから、その信用を対象にしないのですから、結局回収という面には不安がある。従つて、それによつて損失補償の措置というものがあ

るのですが、今度のこの営農振興法の災害融資は、それは年限とか金利等については有利な点も見られますが、この損失に対する補償措置というのは何にもないのです。これは全く直貸しにして本人が払わなければやむを得ぬということと終わるのかどうか。条件緩和法では、法人を通じて貸したものを今度は個人にこれを置きかえて、個人対象に貸し付けるけれども、法人が保証しないというところになつては、この災害融資の場合においては、そういう保証関係というふうなものはどういうふうに考えておりますか。

○伊東政府委員 これは、御指摘の通り、政府が直貸しをするということになり

なりますので、災害を受けた人に直接国が貸すという、開拓者資金融通の金の貸し方と同じような金融の仕方ではないかと。でありますので、保証関係等も、ほかの国の開拓者資金融通特別会計から出してありますのと全然同じような形で今度は個人に直貸ししてお

るといふような形になるわけでございます。

○芳賀委員 それと、回収は国が直接やるわけですね。

○伊東政府委員 その通りでございます。

○芳賀委員 組合なんかは何も関係しないのです。取れなければやむを得ぬということになる……。

○伊東政府委員 これはあくまで国が個人に貸すということになりますので、保証の問題は、これはそのほかの、いわゆる損失補償じゃなくて、保証人を立てるとかどうとかという問題でございますが、今先生がおっしゃいますように、天災融資法的な、中金が組合に貸し、組合がさらに個人に貸していくという形とは全然違った金融の仕方になっていくわけでございます。

○芳賀委員 保証の点ですけれども、個人だけに契約して国が貸すのなら、これは方法として認めるとしても、それじゃ、今度は、組合が保証しないとか、何人かの連帯保証にしないとか、そういう条件がつくとすれば、これは問題だと思ひます。天災融資法の場合は、これは損失補償の措置があるからして、その当該組合が善意な努力をしても回収できない場合において、これは国が損失の補償をするということになるが、これにはそういう損

失の出た場合補償措置がないですからね。そういう補償措置のないものを、組合に保証せよとか、あるいは何人かの保証人をつけなければ災害資金を貸さぬということになると、これは悪法になるわけですね。不可抗力の災害に

よつて国が資金を貸すわけですから、これは本人には罪がないのですよ。

○伊東政府委員 この法律の中では、実は、例の債務引き受けの場合には組合の保証をとるような――従来貸しておりました債務につきましては、組合の保証をしてもらうということで、債務引き受けを個人にしてもらつて、条件緩和をするというふうなことにしておりますが、この災害資金につきましては、組合の保証とすることとでなく

て、今国から貸しております自作農資金等におきましては若干の個人保証を立ててやつております。これと大体同じような形、組合という関係ではなくて、個人保証という自作農と同じような形で行つたらどうかというふうに考

えております。最後に欠損が出ました場合は、これは特別会計の欠損ということになるわけでございます。

○芳賀委員 その関係を明らかにしてもらふ必要があるのです。自創法の場合は、個人の保証も形式的につけるが、実体はこれは農地担保ですからね。自創資金を貸す場合は農地を担保に供与させることができる。だから、対人的な信用よりも農地を信用して、そして抵当金融でやつているわけで、災害の場合には、担保をとるとか何とかいふ条件は、これはつけるわけには

いかないのですよ。ですから、そういう場合には、やはり自創法の場合の保証人を要するという場合と意味が非常

なるので、災害を受けた人に直接国が貸すという、開拓者資金融通の金の貸し方と同じような金融の仕方ではないかと。でありますので、保証関係等も、ほかの国の開拓者資金融通特別会計から出してありますのと全然同じような形で今度は個人に直貸ししてお

るといふような形になるわけでございます。

○芳賀委員 それと、回収は国が直接やるわけですね。

○伊東政府委員 その通りでございます。

に違つてくると思ふのです。これは非常
に議論のある点ですから、今でなく
てもいいが、実際にこれをやる場合に
は、直貸しというものはどういふ形
でやるかというところを、後刻資料で出
してもらいたいと思ふます。

その次にお尋ねしたい点は、今度の
改正点であります審議会の設置なん
ですが、政府から示された資料によつ
ても、まだ審議会については何をやるか
というところも考えておられ、――考
えられぬわけじゃないが、方針がき
まつていないというのです。一体、方
針のきまつておられ審議会なんかを法
律の中でわざわざ作つてみるの意味が
ないと思ふのです。しかも、先ほどの
答弁によると、振興計画認定の問題に
ついてこれは審議会では扱わないとい
うことになれば、何も必要のないの
じゃないですか。各委員が指摘したよ
うに、ただ困つたときに審議会であ
るを十分検討してもらふというあなた
の逃げ場所、ポケットを一つ作るだけ
で、何もこれは意味がないとわれわれ
は考へておるのですが、何か目的があ
ればここで明らかにしてもらいたい。

○伊東政府委員 御指摘でございま
す、この法律には、「開拓者の営農の
改善に関する対策その他開拓者の振
興に関する重要事項」と書いてござ
います。それで、今大体予定した
してありますのは、きのうから御指摘
がありますような基本営農類型と過去
の振興計画の問題とか、あるいはもう
一つ振興計画そのものに対する考え方
の問題であります。ですから、振興計
画を作られました既入植者の問題で、
きのうからそれじゃまだ十分ではな
いかと言われている問題がございま

ので、そういう問題について抜本的な
対策というところであれば、私どもが打
ち出しました営農類型その他の問題と
関連してどういふふうに考へていつた
らいいか、どうしたら一番既入植者対
策としていいかということをも一つ大
きな問題として取り上げていただくこ
と、もう一つは、将来の開拓の形とい
う問題、きのうも御指摘のありました
農地法でやつております未墾地買収の
こういう形でやつていく開拓の問題、
また、いろいろ議論が出ております土
地改良形式でやるのが一番時勢に合
うんじゃないかという議論も実は言われ
ておりますが、こういう将来の開拓の
問題をどう考へるかということ、これ
が二つの大きな柱になつてここで議論
していただくのであらう、その上、そ
の結論をなるべく早く出していただき
まして、将来の問題に全然新しい法律
を作つてやつていくのか、どういふ
うにしたらいいかというふうなことを
考へていきたいというのが、私どもの
審議会に対する期待でございます。

○芳賀委員 これは調査会とはまた違
うのですからね。結局、政府の方策を
諮問して答申を求めるとか、あるいは
審議会自身が政府に建議するとか、普
通の審議会というものは大体そういう
格のものだと思ふのですが、そういう
ことでやろうというのですか。調査で
なく。

○伊東政府委員 ここに、「諮問に
応じ、調査審議する」とございま
す、今申し上げましたように、やり方
は、将来の問題でございまして、今
確定的なことは申せませんが、私の方
から考へ方を出して御批判を仰ぐとい
う形をとりますか、そうでなくて、問

題だけを提起いたしまして、その問題
についてはどういふことが一番いい
じゃないかというふうな建議といいま
すか結論を出していただきますか、や
り方につきましてはまたこれができま
してからいろいろ議論をいたしました
は、私どもとしては、さつき申し上げ
ましたようなことがこの審議会に期待
している問題でございまして。

○芳賀委員 ですから、さつき言つた
通り、振興計画の認定に関する問題
とか、あるいは地帯別基本営農類型を
いかにするかという基本的な問題、あ
るいは開拓の実施計画を長期的、年次
的にどうするかというふうな政策とか
行政の水準に關係のあるような基本
的、具体的なものをもそこへ諮問する
とか建議するとかということであら
ば意味があるが、そういう大事なことは
そこに何も問わないのでしう。大体
やる気がないのだから。だから、この
審議会の必要、こういうことをやる
から必要だということを実証してもら
ふと、何か目新しいものを一つこし
らえたからがまんしてくれというの
は納まらない。

○伊東政府委員 やる気は実は大いに
あるのをごさいます、先生おっしゃ
いましたような問題、過去の振興計画
をどう考へていくか、それが既入植者
の対策とどういふふうにつながるか
という問題、――私は、先ほど、うしろ
向きと申しますか既入植者の問題と、
新規の開拓政策の問題と、二つ言いま
したけれども、既入植者の問題の中に
おきましては、先生のおっしゃいま
したような振興計画の取り扱いの問題と
か、あるいは、おっしゃいました中

で、基本営農類型というのを地帯別に
一応作つていくわけでありまして、そ
ういふものとの關係をどう取り扱つて
いったらいいかというふうなことは、
当然議題といひますか審議してもら
つてけつこうな大きな問題の中の一
つじゃないかというふうに考へてお
ります。

○芳賀委員 そこで、参考までに、そ
れじゃ十名の審議者を設けるわけであ
りますが、どういふ顔ぶれで審議者を
構成する考へでありますか。

○伊東政府委員 まだ具体的にどう
いうことは考へておりませんが、おそ
らく、關係していただくのは、現実に
開拓をやつておられる人、あるいは開
拓關係の団体の人でありますとか、あ
るいはここに一番關係のあります系統
金融關係の人、あるいは一般の学識
経験者の方、そういう方々が中心に
なつてやつてもらふのじゃなからう
かと今思つておりますが、まだ最終
にどういふことまで定めておりま
せん。

○芳賀委員 そうすると、開拓農協の
連合会とか開拓農協關係の代表とか、
あるいはまた開拓の農政活動をやつ
ている組織の代表であるとか、ある
いはまた開拓關係の金融機關の代表
であるとか、あるいは開拓の政策とか行政
に通曉しているような経験者、そ
ういふ人を予定するわけですか。

○伊東政府委員 大体現在はその
うふうに考へております。

○芳賀委員 審議会の場合は、たと
えば学識経験者の中に国会議員等を
加えて構成している審議会が農林
にも幾多あるわけですね。この場合、
強力な開拓政策を推進するようない

う機能をこの審議会に期待するとす
れば、別にわれわれが希望するわけ
ではないが、一体、学識経験者の中に政
治性を加味したそういう経験者が加
わることに對しては、政府としては今
どういふふうに考へておりますか。

○伊東政府委員 学識経験者の範囲
の中に先生方も入つていただくかど
うかという問題でございまして、今
は先生のおっしゃることは別に考へて
おります。ただ、これは、学識経験者
の中には、片寄らず、――いろいろ
批判的な人もあるかもしれせんし、強
力に推進すべしという人もあるか
もしれせんし、各方面の意見が聞
けるようにということで、人選等につ
きましては、法律が通りますれば、十
分考へてやつていきたい、こうい
ふふうに思つております。

○芳賀委員 小枝さん、あなたは議員
の立場として、たとえば国会議員が
入つておる審議会と入つていない審
議会の力關係といへばおかしいで
すが、非常に無氣力な政府の開拓行政を
推進するような場合には、一体い
ずれが利点があるか、これは小枝
次官から率直にお答え願ひたいと思
ひます。

○小枝政府委員 芳賀委員の御指摘
のように、政治的な力から言いま
す、政治家が参加していただいた方が
いいと考へられますが、しかし、この
審議会の性格から考へまして、よく
事務當局とも相談をいたしまして、
研究したいと思ひます。また、政治
力についていくべきことであらう、
こういふふうに考へております。

○芳賀委員 これについてはいろいろ
議論が分かれると思ひますが、たと

は、米価審議会にしても肥料審議会にしても、学識経験者という形で国会議員が数名出ておられますが、長短いずれにあるとしても、政府がせつかく法律改正の機会にこういふ審議会を設けて、そして強力に今後開拓行政を政策的にも進めるといふことであれば、やはり政治と行政の関連といふことも大事だと思ふ。私は問題として一応指摘しておきたいと思ふ。これは、開拓農振振興法の場合、問題点の要点です。

その次に、条件緩和法の問題についてお尋ねしたいのです。

これは、法律の名前は条件緩和といふて、いかにも緩和してくれるかと思ふと、何も緩和されてないのですね。端的に申し上げると、戦争以前は、農家が肥料代とかいろいろな借金をしても、なかなか経済の状況が裕福にならぬ、ほとんどの農家は元金が払えないから、結局その年の利子を元金に加算して証書を書きかえて、そうしてまたそれを毎年々々繰り返すということがあった。今度の法律のいわゆる元加方式というのは、今まで払えなかった元金と、それから金利並びに延滞金は全部証書に書きかえて、そうしてこれによつて今度は年賦償還でやりなさいといふのが条件緩和の一つの内容なのです。今までに元金さえも払えないで、未償還金が残ったとか、それ利子も残つておるとか、当然期限内に支払ひしないから延滞金も残つておるといふ実情なんだが、この緩和といふのは払えるようにしてやるというのが条件緩和だと思ふのですよ。それを、今度は利子も証書に加算する、延滞金も加算するといふことになれば、

戦争以前のように高利貸的な思想といふものがこの条件緩和法に出ておるのです。これは農林省の考えではないと思ふのです。しかし、せつかく開拓問題を一つ解決するための条件緩和であるとするは、利子や延滞金を元金に加算して証書を作らせるといふようなやり方は、冷血きわまるものじゃないかと思ふのですが、どうお考えになりますか。

○伊東政府委員 これは考え方の問題でございますが、条件緩和をいたします方法で、実は二つ作つたわけでございます。五年据置・十五年据置期間を置かないで十五年、どういふ人が十五年であり、どういふ人が二十年になるかといふことは、政令で一定の方式を作りまして、それで十五年で返せる人は据置期間を置かぬといふような、方式を二つ作つたわけでございます。それで、私どもの考え方としては、先生がおっしゃいました従来調定をしまして未収になつております元金であるとか金利といふようなものは当然一時に払うべきものでございまして、今申し上げましたように、十五年なり二十年なりに延ばして払うということにつきましては、やはりある程度条件緩和と考へていいのじやないかといふことを考へておられます。元加方式といふことをしたわけでございます。これを免除とかいろいろございまして、今の法律体系からいいますと、免除といふ問題は非常にむずかしい問題でもございまして、また、従来まじめに返していた人と均衡の問題等もございまして、私どもとしましては、今申し上げましたような元加をしまして十五年なり二十年に割つて払つてい

くといふことがやはり条件緩和であらうといふ考え方に立ちまして、今度の法律案を作つたわけでございます。

○芳賀委員 その点は、たとえば前の振興計画を出す場合も、振興組合については、たとえば政府の資金については国の債権管理法に基づいてこの段階で条件の緩和といふものをする必要があった。これは幾分はやつたが、国の債権管理法のもとにおける条件緩和といふものは、ほとんど消滅的で、行なわれていないと言つてもいいのです。ですから、今度は法律で緩和法を作るという場合においては、その前の段階において、やはり国の債権管理の制度の中において利子の減免をやるとか、あるいは延滞金の切り捨てをやるとか、あるいは、そういう措置を講じて、そうして今度は条件の変更のような、この緩和法の方へは元金だけをもち込んで、ここで据置期間とか返済年限の延長といふものを講じてやるというのが手順だと思ふわけですね。そういうことを全然やらなくて、いきなりこの条件緩和法に利子も延滞金も持ち込む。先ほどの説明では、利息が八億円、延滞金が九千万円といふことで、そうなることは九億九千万になるでしょう。この九億九千万が元金になるわけですね。これに利子がつくのですよ。今までは利子に利子がつかなかつたが、今度は利子に利子がつくといふことになる。ですから、これは、この法律に移す前に、当然の債権に対する管理法の中において、やはり政策的に切り捨てとか緩和といふことを一応努力してやる必要がある。たとえば、この間成立した漁業協同組合の整備促進法の問題等においても、その組合の再建とか振興の場合に

おいては、こういう金融関係の面におけるきげつきといふものは、やはり、金利の切り捨てとか、あるいは元金の一部の切り捨てとか、あるいは徹底した減免措置をやらなければこの整備計画が立たぬといふようなことで、ついで先日の法律を通したんです。だから、漁業協同組合の方ではそういうことを政府が指導してやらすようにして、今度は開拓の方ではそういうことをしないでよいかどうか。その相違点は、漁業協同組合の方は国との債権・債務の關係の条件緩和といふのはあまりやらないようにしてあつた。国の債権に對しては、あくまでも過酷な態度で債権の確保を行なつて、いささかも利子の減免とか条件の実際の緩和といふものはやらない、そういう考え方といふものはこの際捨てる必要がある。大蔵省の圧力があるといふことはわかつて、ここらでやはり農林省といふものががんばつてもらわなければいかぬと思ふのです。どうですか、この点は。

○伊東政府委員 御指摘の点でございますが、今の法律系のもとで減免といふことは非常にむずかしくなつております。国の債権につきましては、あくまでもこれは税金であるから確保するのだという建前が、今の財政法なり会計法の原則になつております。それで、債権管理法等におきまして、無所得者でありますとか、そういう者に對しては、向こう十年延期しまして、さらにその場合にも同じであるといふ場合に初めてこれを行なうといふような考え方の建前になつております。それで、私どもの方としましては、この条件緩和法でございますか、あるいは、

自分はそのはいやだ、国の債権の管理に關する法律がございしますが、その規定の適用を受けたいといふ人はまたそちらでといふように、どちらかという形をとつておるのでございしますが、今申し上げましたように、減免といふことにつきましては今の法律系のもとでは非常にむずかしいといふことになつておりますし、先ほども申し上げましたように、また均衡の問題も実はございまして、私どもとしましては、大蔵省に圧迫されたとかそういう意味でございまして、やはり、こういう形で、非常に困つてゐる人につきましたは当然五年据置・二十年といふようなことになるのでございまして、今までのりはいふ条件の緩和になるのじやないかといふ判断をいたしまして、法律の提案をしたような次第でございます。

○芳賀委員 この点については、農林大臣も不在であるし、確信がないようですから、次の機会に大蔵大臣の出席を求めて、大蔵大臣に十分この点をたしたいと思ふ。その点は委員長において十分考慮してもらいたいと思ふ。その次に、局長は、前に払つた人との均衡と言ひましたが、今までは十分履行ができなかつたので、だから履行しやすいようにするために条件を変更するので、前回の仲間が苦しんだのだからあとの仲間も全部同じように苦しめといふことになれば、これは政治でも何でもありません。おやじが百姓で貧乏したから、せがれも孫も同じように貧乏しなければ均衡がとれないなんという農政はないと思ふ。だから、その点は考えを改めてもらいた

○庄野説明員 御質問の点でござい
すが、債権の緩和は、法人貸しの場
合、国と、組合と、それから組合か
転借ししております開拓者、三者の切
約で引き受け契約をやる、そして個
債務に切りかえていく、そして、法

から開拓者に対する直接貸しの形になる。それで、行方不明の分でごいませうが、その割りました個人の債務を引く受ける者が行方不明になりまして、今のところは引き受け契約ができないわけです。それで、やむを得ず、その分だけだけは、行方不明になった名前だけわけわかつておりますが、その分として組合に残っているわけであります。その分は、今局長から説明がありましたよ。それに、この場合には処理ができませんから、一応組合の何々、行方不明何々々の分として残しておいて、そして、三上

五年三十一年で一切整理が完了したあとにおいてこの問題について処置をいたしたい、こういうふうな考えをお持ちです。

○芳賀委員　それでは、あとで何となくするというのですね。そこら大体のことを言っておいてもらわないと……。

○伊藤政務委員　その点は先程とかわりなく申し上げておる通りでございます。今、管理部長が言いましたが、これは「三者間の契約をもつて」と法律に書てありますので、三者間の契約ができませんと個人に割当ができないわけでありあります。従来通り組合の負債としてあります。

残るわけですが、これにつきましては、先ほどから言いましたように、現在まだ解決する段階に至っておりませんので、将来の問題として検討したいというところであります。

○芳賀委員 これは、結局、本人が行方不明でない場合は、やはり国が行方不明者の代理行為をやつてそこで片をつけるのが当然だと思ひます。そこまではないかと、今度残つた組合員が金を使ひもしないに行方不明者の分をみんな分担しなければならぬといふことになる筋が通らない。やはり、行方不明者の分については、今はつきりできないという気持ちもわかりますが、それは当然国がそのかわりになつてやればよいのです。そういうことでいくべきだと思ひます。

それから、もう一つ、条件緩和の中で理解できないのは、金利別、年限別にまた区分してあるのです。資金融通法から考えるならば、条件緩和の場合には全部一本にした方がよいのです。何も金利別、年限別にして、しかも加重平均にしてやるということではなくて、とにかく、今残つてゐる特別会計関係の融資金については全部一括して、そして新しい条件で五年償還・十五年償還なら十五年償還といふことにやつていくべきだと思ひます。それがやられていないわけですね。この一本化の点についてはどうお考えですか。

もう一つは、支払い金の終期をそろえるという理由をつけて、一年目が六年、二年目が五年、三年目が四年償還といふことで、平均すれば五年で今までと同じで何も有利になつていないといふことになるのですが、それは、ほんとうに据置期間とか返済年限を緩和して有利にするといふことになれば、やはり実質的にその償還年限とか据置期間といふものを考慮すべきじゃないか。

○伊東政府委員 条件緩和をいたしますものは、五年償還・十五年といふことで、期限は一本になります。また、十五年といふのは、据置期間を置かぬ十五年で、一本になるわけでありまゝです。ただし、金利につきましては三分六厘五毛と五分五厘といふものがございまして、その点は二本建、しかし、終期につきましては一本でございまして、それから、条件緩和をしませんで、ただ口数が非常に多くなつてゐるというものをなるべく簡素化しようといふことでやつたわけでございますが、これは金利は三分六厘五毛と五分五厘と分かれますけれども、期限につきましては加重平均をいたしますので一本でございまして、年限別にはなりません。金利別に三分六厘五毛と五分五厘といふふうにして残存期間を加重平均しましたので、年限については一緒というところでございまして、たとえば、加重平均すれば六年といふことになったりあるいは八年といふことになったりしますが、年限ではばらばらになるというところはございません。

○芳賀委員 終期期間が三色になつてゐるというのは今度の開拓者資金融通法の改正の方です。これは訂正しておきますが、条件緩和の分については金利も年限もやはり一本にしてやつていくべきだと思ひます。有利な条件の方の三分六厘五毛といふふうに統一してやつた方がよいのじゃないですか。元金をまけるというわけにはいかないでしょから。

○伊東政府委員 条件緩和の方は年限は一緒でございますが、先生おっしゃいますように、金利は一本になつておりません。おそらく金利まで三分六厘五毛に統一しろというお考えだと思ひますが、これは訂正しておきます。今までは考えておりませんので、金利につきましては従来の金利で簡素化していくという建前を考へておるわけでありまゝです。

○芳賀委員 とにかく、条件緩和法を見ると、非常に長い文章ばかり書きつづつて、中身は何にもないのです。今までにちよつと珍しい法律だと思ひます。あれだけ長文の法律を作つて、中身になると、利子と延滞金を元金に加算して払ふ、それから、貸付金も金利と年限と同じような種類のものだけを一本にまとめる、これで終わつてゐるわけですね。それと個人貸しに切りかえす。そのくらいなら、もう少し簡単な法律ができなかつたのですか。どうしてああ長々と書くのですか。

○伊東政府委員 私も若干先生と同じような感じを持つてございまして、実は、農林省の原案で出しましたときは、なるべく法律は簡単にしたいといふことで、もっと簡単なもので持ち出したのでございまして、いろいろ関係当局と打ち合はせて参ります際に、非常にむずかしい法律論の問題がございまして、はなはだ長い条文になりました。たことは申しわけないのでございまして、私も、実は、感じをいたしましては、もう少し簡単に書けるものなからといふことで簡単に書きましたが、いろいろ法律技術的な問題からいふことになつたやうなわけでございます。

○芳賀委員 次に、事務的な問題ですが、法人貸しを個人別に仕分けるといふ問題とか、金利、年限等の同種類の資金を今度統一化するという考え方は、加重平均の計算をやるということになると、今の振興組合ではなかなかできないと思ひます。これについては事務費の補助金として七千万くらい用意してあるという説明があつたが、その程度のことでは一体やれるかどうかという問題と、もう一つは、そういう完全な事務処理をやる職員は適任者がその組合等に現存しておるかどうかがその点について、どう考へておりますか。

○伊東政府委員 これをやりますのは、実は、組合が主体といふことでなくて、国と県とが中心になつて仕事を進めていくといふつもりであります。それで、きのう申し上げましたように、事務局等に機械を入れるとか何かいたしまして、なるべく組合には迷惑をかけないやうにしようと思ひます。で、国、県が中心になつてやつていきたいといふやうに考へております。

○芳賀委員 それでは、その統合事務所といふのは、各開拓組合は関係の書類を全部そこに集めて、そこで国と都道府県の一切の責任のもとに、証書の作成とか書類の作成といふのはやるわけですね。

○伊東政府委員 組合の統合事務所を作るといふのは、これは全然目的が別でございまして、これは、三十五年度から試験的に、一つ、弱小組合と言つてはなんぞございまして、そういう組合の事務所の統合をやつて組合活動を活性化していくといふことで考へたのでございまして、債権の条件緩和等の関係でこれを考へておるわけではございません。やはり、これは県

の職員、国の職員が組合に出張つていつてやるということに実はなつてゐると思ひます。

○芳賀委員 結局、これを進める場合には、やはり開拓農協の内容の整備強化といふものが当然伴つてくると思ひます。これに対する特別な配慮といふのはどういふやうに考へておりますか。

○伊東政府委員 この条件緩和に関連しまして組合の整備統合あるいは強化といふことは実は考へておりませんが、条件緩和をしますれば、むしろ、組合としましては、従来よりいふ事務が相当繁雑になつておりましたのが、県なり国なりに肩がわりするといふやうなことになるので、私は、組合としましては、従来よりはこれが終わりますれば手がすくじやなからうかといふやうに考へております。

開拓農協の整備統合でありますとか、あるいは強化の問題、これにつきましては、実は昨日も御答弁申し上げましたが、総合農協との関係その他も少し検討いたしまして、これは将来対策を立てたいといふふうに思つております。

○芳賀委員 最後に、開拓者資金融通法の改正点については先ほどもちよつと触れましたが、据置期間を六年、五年に、利率を平均にするといふことで一応終わつてゐるのですが、もう少し前進的に、実際条件が有利になる方法といふものは考へられぬのですか。

○伊東政府委員 開拓者資金融通法の関係では、御承知の通り、北海道だけにつぎまして寒冷地対策資金と均衡をとつたといふ条件の緩和をいたしましたが、全般的な問題としましては、三

林省だけの責任ではなくわれわれ政治家の責任だと思う。そういう実態であって、この法案では解決できない。

思うが、これはこれとして、一つ政府としてはこの際思い切つて抜本的な開拓行政、すなわち今瀕死の状態にあるような、不振というか、どうにもならぬ開拓地に対して、次の段階において、これは一つ世人がさすがにと思ふような策を講ずる意思があるのかどうか、この点をお聞きしたい。

○小枝政府委員 先ほどから委員の皆さんからも御指摘のありましたように、この開拓者の現状は容易でない問題だと私も痛感いたしております。しばしば申し上げましたように、これが現状を打開して明るい見通しのつくような状態に持つていかねばならぬ、こういう熱意に実は燃えておるわけでございますが、何と申しまして、戦後長い間のこういう問題が累積をいたしまして、いろいろな生活の問題あるいは施設その他の問題を通じて借金も累積し、あるいは現在におきましても所得が伴わないという非常に困難な問題が積み重なっておるわけでございますので、これを一つ一つ解明いたしましてこの問題を解決をしていくということとは容易ならざるものでございます。御指摘のように、ただこの三法案を改正し、またそれに対して審議会を設けるといふような簡単なことでこれが解決のつくものではないと私も考えております。これにつきましては、政府といたしましてはどこまでも熱意を持ってこの目的を貫徹するより努力をすることが必要でございますが、さしあたり、今回の改正をもつて私ども今西ヶ久保委員御指摘のように足れりと考えておるわけではないのでありまして、これは一つの拠点である、端緒であるというつもりで、将来全力を注

いで、こういうむずかしい問題でございますけれども解決をしていく方向に努力を進めたい、かように考えておる次第でございます。

○西ヶ久保委員 努力とおっしゃいます、開拓者の実情の苦しいことは今に始まつたことではないと思ふのですが、それに、おそらく緊急開拓の諸君なんか、入つた当初から苦しいのです。十何年もの長い間をうける状態に置かれておる。しかも、それが全然改善されないままに、むしろ悪くなる一方の状態なんです。政府は、総理はかりましたけれども、長い自民党の政治の中にあるわけですが、ほんとうに政府にそれをやるだけ決意と努力があつたら、今までに何とかなつていないではならぬと思ふのですが、依然としてそのままなんだ。私たちは、ここに小枝政務次官の努力しますというだけではやっぱり承知できない。しかも、瀕死の状態、思い切つた処置がなければどうにもならぬ。

それで、農地局長にお聞きするのですが、農地局長はきのう角屋君の質問に対して、不振の原因は立地条件とかあるいは資金とかいろいろ御答弁をされたようですが、もちろん立地条件の悪いところもありましようし、金のないところもありましよう。しかし、私は、せじ詰めてみれば、開拓行政というものは政府の責任が非常に大きいと思ふ。私は、政府の無策無能、しかも無慈悲な処置が今日日本の開拓農業をこのような状態に陥れた一番大きな原因だと思ふのです。農業全般に対してそうであります。私は、まことに自民党には申しわけないが、自民党の中には実際農政はないと思つてゐる。

農業全般に対する無気力、無策、その最もひどいのが開拓農地なんです。そこで、私は、もうこまかいことは申しませんが、これはもう何をいっても、融資法もいろいろありましようけれども、思い切つて何十億か何百億かの金を一つぱんと出して、それこそ今まであなた方が考へることでござんかつたような対策を講ずる以外にはないと思ふのです。緩和法なんか見ても、先ほど芳賀君も指摘したけれども、利息を元金に振り入れるとか、延滞金を元金に振り入れるとか、こんなけちなことをやつていては開拓農民は実際浮かばれませんよ。私は、この際、ああいふものは政府が責任を持つて貸したのだから、もちろん中には不良な者もありましようし情農もありましようけれども、多くの諸君は、まじめに真剣にやつていられるけれども、いわゆる立地条件も悪いし、金もなかつたし、採一貫で満州あたりから引き揚げて歸つてこられて、ほんとうに苦しい状態からやむを得ず当時の政府の指導によつて入つていかれたので、従つて、むしろ、この緩和法は、緩和するといふなら、利息も切り捨て、もちろん延滞金も切り捨て、できれば元金までも切り捨てるべきだと思ふけれども、やはり今まで払つた人もありましようし、その他のこともありましようから、これは言えぬとしても、この際、利息も切り捨て、もちろん延滞金も切り捨ててやつてやれば、幾らかこの緩和法の精神が生かされてくると思ふのです。私は、このままでは、この緩和法なんというものは全然緩和にならないと思ふ。それなら、むしろ、私の責任において、現地へ行つて、こんな

のは払ひな、こんな金は払ひ必要はないから払ひぬておきなさいと言つた方が親切だと思ふ。そうもできませんから、私どもはやはり、法を守る立場から、こういう法律でも何とか通して開拓者の現状に寄与したいと思つてゐるわけですが、これは私がこゝで言つても農地局長はそつちを承知してゐる。答弁はできないことは承知してゐる。しかし、先ほど私が小枝政務次官に申し上げたように思い切つた処置といふのは、金がないからできないのか、こゝで金が幾らかあればできるのか。――残念ながら与党の諸君があまり来ておりません。まじめな倉成君と笹山君しか見えておりませんが、こういうことこそ、与党の諸君が全部集まつてこの開拓者の窮状を救うために政府を鞭撻してやるならば、二百億や五百億の金は出てくると思ふ。そこには私は一つの問題があると思ふ。これは政府だけ責めても始まらぬ、与党の諸君にうんと責任を持つてもらわなければならぬ、そう思うのだが、現実はいないから仕方がない。これはどう真剣な、何十万の農民の人たちの生死の問題を討議してゐる中で、全然与党の諸君がいないといふことは非常に残念であります。これがやはり政府に誠意のない原因なのか、与党の諸君がほんとうに一致団結して政府を鞭撻すれば、三百人もおる大自民党ができないことはない。こうなるとあまり農地局長に文句は言えぬけれども、しかし、農地局長はやはり答弁する責任がある。その意味で端的にお聞きするが、あなたは農地局長としてそうわれわれほどには言えぬとしても、あなたの考えとして、こゝで今この苦しい開拓者に対してどう

のほは払ひな、こんな金は払ひ必要はないから払ひぬておきなさいと言つた方が親切だと思ふ。そうもできませんから、私どもはやはり、法を守る立場から、こういう法律でも何とか通して開拓者の現状に寄与したいと思つてゐるわけですが、これは私がこゝで言つても農地局長はそつちを承知してゐる。答弁はできないことは承知してゐる。しかし、先ほど私が小枝政務次官に申し上げたように思い切つた処置といふのは、金がないからできないのか、こゝで金が幾らかあればできるのか。――残念ながら与党の諸君があまり来ておりません。まじめな倉成君と笹山君しか見えておりませんが、こういうことこそ、与党の諸君が全部集まつてこの開拓者の窮状を救うために政府を鞭撻してやるならば、二百億や五百億の金は出てくると思ふ。そこには私は一つの問題があると思ふ。これは政府だけ責めても始まらぬ、与党の諸君にうんと責任を持つてもらわなければならぬ、そう思うのだが、現実はいないから仕方がない。これはどう真剣な、何十万の農民の人たちの生死の問題を討議してゐる中で、全然与党の諸君がいないといふことは非常に残念であります。これがやはり政府に誠意のない原因なのか、与党の諸君がほんとうに一致団結して政府を鞭撻すれば、三百人もおる大自民党ができないことはない。こうなるとあまり農地局長に文句は言えぬけれども、しかし、農地局長はやはり答弁する責任がある。その意味で端的にお聞きするが、あなたは農地局長としてそうわれわれほどには言えぬとしても、あなたの考えとして、こゝで今この苦しい開拓者に対してどう

いうことをしたら一番いいと思つてゐるか、決してけちなことではなくて、どういふ施策をしたら一番起死回生のりっぱな施策になると思ふか、あなたの所見をお聞きしたい。はつきり言つて下さい。

○伊東政府委員 御意見を述べられまして、だんだん開拓農民が悪くなつてくるというお話がございましたが、この点は、われわれがせっかく金をつぎ込みましても全然だめだといふことではなくて、やはり生産等も上がつておるのです、これはせつかく金を使つておるのでございますから何とか上向きにしたいといふふうに考へております。ただ、現在はこちらどう追加投資をしましたかという関係のもの負債等が非常に重圧になつておりますし、過去の重圧等も多いのでなかなか苦しいのでございますが、私どもはやはり将来に明るい希望を持つて開拓をやつていきたいといふふうに思つております。

それで、先生のおつしやいました、お前どうやつたら一番いいと思ふかといふことでございますが、やはり、基本的には、今緊急開拓をやりましたあとで、あの当時は要するに入つて自分だけ食えればよいといふような形のものがあつたので、これに伴いますところの建設工事等が非常におくれております。たとえば、これは水田にするのだといふことで面積をすぐ配分して、水田なら面積が少なくてもいいだろうといふようなことでやつておりますところ、なかなか水田ができない、暫定畑でやつてゐるので食えぬといふようなところも実は多分ございます。

いふことをしたら一番いいと思つてゐるか、決してけちなことではなくて、どういふ施策をしたら一番起死回生のりっぱな施策になると思ふか、あなたの所見をお聞きしたい。はつきり言つて下さい。

○伊東政府委員 御意見を述べられまして、だんだん開拓農民が悪くなつてくるというお話がございましたが、この点は、われわれがせっかく金をつぎ込みましても全然だめだといふことではなくて、やはり生産等も上がつておるのです、これはせつかく金を使つておるのでございますから何とか上向きにしたいといふふうに考へております。ただ、現在はこちらどう追加投資をしましたかという関係のもの負債等が非常に重圧になつておりますし、過去の重圧等も多いのでなかなか苦しいのでございますが、私どもはやはり将来に明るい希望を持つて開拓をやつていきたいといふふうに思つております。

それで、先生のおつしやいました、お前どうやつたら一番いいと思ふかといふことでございますが、やはり、基本的には、今緊急開拓をやりましたあとで、あの当時は要するに入つて自分だけ食えればよいといふような形のものがあつたので、これに伴いますところの建設工事等が非常におくれております。たとえば、これは水田にするのだといふことで面積をすぐ配分して、水田なら面積が少なくてもいいだろうといふようなことでやつておりますところ、なかなか水田ができない、暫定畑でやつてゐるので食えぬといふようなところも実は多分ございます。

また、最近是非常に酪農等に切りかえて参りましたが、死命を制します道路の問題等につきましてもまだいふおくれしております。私は、開拓地の酪農を安定する大きな一つの柱として、やはり建設工事、道路なり水路なりというような問題をもっと積極的に政府としても今後力を入れるべきだといふふうに考えます。それから、もう一つの問題としては、今盛んに、酪農に切りかえますとか、あるいは果樹に切りかえますとか、いろいろなことをやっているわけでございますが、やはり、これに要する追加投資はなるべく計画に沿ってやるということにも努力をしていくべきだろと思ひます。もう一つ基本的には、開拓きの問題がだいたい出ましたけれども、これなどにつきましても、立地条件の非常に悪いところに入つた人もございまして、こういう問題になりますと、全部どこかへ出るという問題もございまして、また、そうでなくとも、過去に配分しましたような面積等から考えまして、やはりある程度の再配分というものは必要じゃないか。将来の営農形態との関連でそういうことも必要だろと思ひます。ただ、よくするとはいまして、とつぴな政策というものは私はしないのだからと思ひます。やはり、今やっておりますことをじみちに、しかしなるべく早くやってやる、計画を達成するように財政投資なりあるいは公共事業費なりをつけてやるということが一つの大きな問題ではなからうかと思ひます。あと、生産物の価格の安定とかいうことは、当然既存の農家と同様の問題でございまして、開拓地なるがゆえにそういうこと

を考へるといふ必要もないかと思ひます。そういう問題にも当然留意しなければなりません。先ほど申しましたように、酪農基盤を作つてあげるということがやはり一番大きな道であらうかと思つております。

○苗ヶ久保委員　そういうことだと思ひます。そこで、せっかく農地局長はそういうりつぱな構想を持つておられる。私もその通りだと思ひます。それができない原因はどこにあるか。これはあなたに個人的にいろいろを言つて追ひ打ちをかけるのはまことに何だけれども、やはり、この問題を解決するためには、今あなたのおつしやつたようなことをやる必要があると思ひます。そこで、あなたもおそらくそういうことをやりたいとお考えでしうけれども、具体的には現在できてないわけですね。あなたのおつした構想をやるために、現実できてないのですからネックがある。そのネックはどこにあるか、あなたがそういうことをやろうとなさつたができてない理由がどこにあるか、この点お答えができたなら聞かしてもらいたい。もしあなたにその答弁が無理ならばあえて聞きませんが、お答えになるあれがあつたらお答えをしていただきたい。

○伊東政府委員　方法としては先ほど申し上げた通りだろと思ひます。そういう方法に向かつて今やっておりますわけでございしますが、実は、過去におきましてだいたい入植者の工事を他ができませんうちに人を入れたといううなことがございしますので、最近においてもそういう情勢がありますが、私の方としましては、一つ新規のものはなるべく少なくしまして、既入植者の

対策に重点をそそぐということで考へているわけでございます。十分でない理由は何かという御質問になりますれば、これはやはり、国の財政全般の問題として、その中で土地改良はどういう分野を占めるか、開拓はどういう分野を占めるのかというところから考へているのではなからうか。これは国全般の問題としてどこに重点を置いてやつていくかという問題につながる問題でございまして、その辺は先生よく御存じだと思ひますので、これ以上答弁しても同じだろと思ひます。

○苗ヶ久保委員　そこで、私は、先ほど指摘したように、現在の政治は政党政治でありますから、政党が一つの政策を持つてそれを強力に推進するといふ場合には、これは政府といへども政党的なものであるに對しては当然聞くべきものであるし、また、政党政府でありますから、そこで、やはり――私は農林委員会という委員会に今回出まして、非常に与野党の議員諸君が力を合はして農業の政策に対して非常に親切な行政をやつていふことを感ずるのですが、それにしまして、与野党の皆さん方がさらに力を入れていただければ、その財政的なネックを解決する道が出ると思ひます。これはわれわれの方の問題だと思ひますが、きょうここに終始出ていらつしやる倉成先生あるいは笹山先生に御協力を願つて、ぜひ与野党の諸君の今後の御協力を願ひたいと思ひます。

そこで、先ほど私が指摘したように、ここで特に緩和法によつて利息や延滞金までも含めてやるわけですが、農地局長は、今までですら払えなかつた諸君がこの緩和法によつて今後ス

ムーズに返還というか支払いができるというふうにお考えであるかどうか、この点一つ……。

○伊東政府委員　今まで払えなかつた人がこの法律だけで払えるかという御質問でございしますが、これは、この法律だけでそういう効果を期待するといふことは無理だろ、払つても払えるような条件を作つていくということがこれの大前提なんではないかと考へます。そのほかの建設工事でございますと、あるいは追加投資というものを従来より以上にやつていまして、基礎を作つていくことが前提だろと思ひます。であります。ただ、従来は、組合単位になつておりましたので、実は開拓者の人々が一体自分では借りていないのかということがどうもはつきりしない。現実には地方へ行つて話を聞きますと、そういうことが往々あるもので、実は驚くようなことがございまして、自分の組合との債権・債務関係は一体どうなつていふのかわからぬといううなことを聞くことが往々にしてございします。また、組合へ行きますと、どうも自分ではじめに払つていふんだが、ある人はどうも払う余裕があるように思ひますが、払つてない、であるから自分が払うのはばからしいといふことを言ひ人も実はございします。これは事例でございしますが、そういうのは組合単位に金融をしていくことの弊害じゃないか。今度は個人々々に債務を分けてみますと、自分の債権・債務の関係もはつきりしますので、その点は若干改善されることはあるかと思ひますが、この法律だけで十分払えるのだといふことにはならぬで、総合的な施策と相俟つて初めてそういう効果を

得られるだらうというふうに考へております。

○苗ヶ久保委員　おそらく、今まで払うことのできなかつた条件の人がこれだけ幾らか条件を緩和した、――私どもから言わせるとあまり緩和したとは思ひませんが、まあ年限が長くなつたとか、あるいは据置期間を置いたとかいふことから幾らか緩和したようにも感じますが、しかし、私は、依然として、今まで支払い不能の諸君が今度のこの法案によつて払えるとは限らないと思ひます。そこで、問題は、今局長が指摘されたように、支払いができるような条件を作ることが大事だと思ひます。そこで、とりあえず、前段におつしやつた土木工事で、私の見ました開拓地でも、全然四輪車が入ることができないところがあるわけですね。聞いてみると、病人ができて、医師が自動車でも来ても、えらい下の方でとまつて、あとはこのこ歩いて来るといふ状態、あるいは、病人を下におろす場合でも非常に苦勞する、病人が出た場合にはどうにもならぬためにみすみす見殺しにするという事態もあるといふことを聞くのです。さらに、学校の通学、あるいは農耕についても、一つこういうふうないわゆる土木工事をやはり起こして、一方においては開拓者の農耕あるいは通学その他近くの村落との交通等の便をはかるとともに、一方においては、それによつて開拓者の諸君に現金収入の道を与えて、そういうことがひいては政府資金の返済に役立たせるということ、私はさしあたり一番簡単にしかも手つとり早いと思ひます。農林省がこれだけの予算と施策をしなければ

ならないのですが、今農林省は開拓地に対してそういうふうな施策をやる具
体策があるのかどうか、この点、いか
がですか。

○伊東政府委員 今先生御指摘の点
は、実は農林省で開拓をやっております
中で国営開墾地区あるいは代行開
墾地区というのがございます。この代
行というのは五百数十ございますが、
国営開墾地区の中ではどういう工事、
代行開墾地区においてはどういう工事
というように、地区別にやるべき工事
をきめております。先生のおっしゃい
ますように、開拓の一番大きい問題は
道路でございます。その地区別の工事
の中でも道路が一番大きいウエートを
占めるわけでございます。水田を作り
ます場合には、もちろん水路、ダム
の問題がございますが、そのほかになり
ますと、ほとんどは道路でございます
。開拓の公共事業関係の予算をふや
していくということは、大体そういう
水路なり道路なりに使われる予算だ
というふうにお考えになっていいんじ
やなからうか。ですから、総額をふや
していくことが先生のおっしゃい
ますようなところに向かつていくとい
うふうにわれわれ考えております。

○苗ヶ久保委員 三十五年予算で開
拓地にいくそういつた予算は幾らで
すか。

○伊東政府委員 開拓関係の予算で
ございますが、公共事業関係では昨年
が七十一億使いました、今年は七十九
億になっております。これはそのうち
の大部分が開墾建設工事でございます
。先ほど申し上げました国営開墾地
区でございますとかあるいは代行開墾
地区、あるいはその地区外の開拓道路

の問題というような金が大部分でござ
います。そのほかには融資であります
とかいうようなことをやっております
が、大部分は、今申し上げましたよう
な、水路を作ったり道路を作ったりあ
るいは開墾をしたりというのがその金
の大部分のものでございます。

○苗ヶ久保委員 幾らも質問はあるの
ですが、だいたい農地局長は苦しいよ
うですから、一応これできよりはやめま
して、この次に保留いたします。

○丹羽（兵）委員長代理 次会は公報を
もってお知らせをすることとし、本日
は、これにて散会いたします。

午後五時二十一分散会